

宇都宮市地域防災計画（素案）

新旧対照表

頁	現行（令和４年３月修正）（旧）	素 案（新）	関係課	備考
総則編				
総 P. 5	第２節 防災関係機関等の役割分担 第１ 宇都宮市及び指定地方行政機関, 指定公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱（略） 3 宇都宮中央警察署・宇都宮東警察署・宇都宮南警察署 (1) 災害情報に関すること。 (2) 被災者の救出救護に関すること。 (3) 行方不明者の調査に関すること。 (4) 遺体の検視に関すること。 (5) 交通規制に関すること。 (6) 交通信号施設等の保全に関すること。 (7) 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること。 (8) 火薬類, 銃砲刀剣類及び危険物の取締りに関すること。	第２節 防災関係機関等の役割分担 第１ 宇都宮市及び指定地方行政機関, 指定公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱（略） 3 宇都宮中央警察署・宇都宮東警察署・宇都宮南警察署 (1) 災害情報の収集及び被害実態の把握に関すること。 (2) 住民の避難誘導, 被災者の救出救助に関すること。 (3) 行方不明者の捜索及び遺体の検視に関すること。 (4) 交通の規制及び交通信号施設等の保全に関すること。 (5) 犯罪の予防取締, その他治安維持に関すること。 (6) 火薬類, 銃砲刀剣類及び危険物の取締りに関すること。	危機管理課	
総 P. 6	第２節 防災関係機関等の役割分担 第１ 宇都宮市及び指定地方行政機関, 指定公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱（略） 4 指定地方行政機関 厚生労働省 栃木労働局 宇都宮労働基準監督署 (1) 産業安全（鉱山関係を除く。）に関すること。 (2) 災害時の関係労働者の安全に関すること。	第２節 防災関係機関等の役割分担 第１ 宇都宮市及び指定地方行政機関, 指定公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱（略） 4 指定地方行政機関 厚生労働省 栃木労働局 宇都宮労働基準監督署 (1) 産業安全（鉱山関係を除く。）に関すること。 (2) 労働者の安全衛生に関すること。 (3) 労働者等の労災補償に関すること。 (4) 労働者の労働条件に関すること。	危機管理課	
総 P. 7	第２節 防災関係機関等の役割分担 第１ 宇都宮市及び指定地方行政機関, 指定公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱（略） 5 自衛隊 陸上自衛隊 第１２特科隊 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急対策又は応急復旧活動の実施に関すること。	第２節 防災関係機関等の役割分担 第１ 宇都宮市及び指定地方行政機関, 指定公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱（略） 5 自衛隊 陸上自衛隊 東部方面特科連隊 第２大隊 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急対策又は応急復旧活動の実施に関すること。	危機管理課	
総 P. 9	第２節 防災関係機関等の役割分担 第１ 宇都宮市及び指定地方行政機関, 指定公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱（略）	第２節 防災関係機関等の役割分担 第１ 宇都宮市及び指定地方行政機関, 指定公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱（略）	危機管理課 L R T 管理課	

頁	現行（令和４年３月修正）（旧）	素 案（新）	関係課	備考																
	「 8 公共的団体，その他防災上重要な施設の管理者」 <table><tr><td>一般社団法人。 宇都宮市医師会。 一般社団法人。 宇都宮市薬剤師会。 公益社団法人。 栃木県看護協会。 公益社団法人。 栃木県柔道整復師会。</td><td>(1) 災害時における医療救護活動に関すること。」</td></tr><tr><td>一般社団法人。 宇都宮市歯科医師会。 宇都宮市歯科衛生士会。</td><td>(1) 災害時における歯科医療活動に関すること。」</td></tr><tr><td>宇都宮ケーブル。 テレビ株式会社。</td><td>(1) 災害の発生，被害状況，災害対策活動その他各種情報の収集 に 関すること。」 (2) 災害及び気象の予報，警報，被害状況並びに官公署通報事項 の周知に 関すること。」 (3) 被災地への情報提供に 関すること。」 (4) 防災知識の普及に 関すること。」 (5) 義援金品の募集及び配分等の協力に 関すること。」</td></tr><tr><td>ジェイアールバス 関東株式会社。 宇都宮支店。</td><td>(1) 施設等の安全・保全に 関すること。」 (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に 関する こと。」</td></tr></table>	一般社団法人。 宇都宮市医師会。 一般社団法人。 宇都宮市薬剤師会。 公益社団法人。 栃木県看護協会。 公益社団法人。 栃木県柔道整復師会。	(1) 災害時における医療救護活動に関すること。」	一般社団法人。 宇都宮市歯科医師会。 宇都宮市歯科衛生士会。	(1) 災害時における歯科医療活動に関すること。」	宇都宮ケーブル。 テレビ株式会社。	(1) 災害の発生，被害状況，災害対策活動その他各種情報の収集 に 関すること。」 (2) 災害及び気象の予報，警報，被害状況並びに官公署通報事項 の周知に 関すること。」 (3) 被災地への情報提供に 関すること。」 (4) 防災知識の普及に 関すること。」 (5) 義援金品の募集及び配分等の協力に 関すること。」	ジェイアールバス 関東株式会社。 宇都宮支店。	(1) 施設等の安全・保全に 関すること。」 (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に 関する こと。」	「 8 公共的団体，その他防災上重要な施設の管理者」 <table><tr><td>一般社団法人。 宇都宮市医師会。 一般社団法人。 宇都宮市薬剤師会。 公益社団法人。 栃木県看護協会。 公益社団法人。 栃木県柔道整復師会。</td><td>(1) 災害時における医療救護活動に関すること。」</td></tr><tr><td>一般社団法人。 宇都宮市歯科医師会。 宇都宮市歯科衛生士会。</td><td>(1) 災害時における歯科医療活動に関すること。」</td></tr><tr><td>宇都宮ケーブル。 テレビ株式会社。</td><td>(1) 災害の発生，被害状況，災害対策活動その他各種情報の収集 に 関すること。」 (2) 災害及び気象の予報，警報，被害状況並びに官公署通報事項 の周知に 関すること。」 (3) 被災地への情報提供に 関すること。」 (4) 防災知識の普及に 関すること。」 (5) 義援金品の募集及び配分等の協力に 関すること。」</td></tr><tr><td>ジェイアールバス 関東株式会社。 宇都宮支店。 宇都宮ライトレール 株式会社。</td><td>(1) 施設等の安全・保全に 関すること。」 (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に 関する こと。」</td></tr></table>	一般社団法人。 宇都宮市医師会。 一般社団法人。 宇都宮市薬剤師会。 公益社団法人。 栃木県看護協会。 公益社団法人。 栃木県柔道整復師会。	(1) 災害時における医療救護活動に関すること。」	一般社団法人。 宇都宮市歯科医師会。 宇都宮市歯科衛生士会。	(1) 災害時における歯科医療活動に関すること。」	宇都宮ケーブル。 テレビ株式会社。	(1) 災害の発生，被害状況，災害対策活動その他各種情報の収集 に 関すること。」 (2) 災害及び気象の予報，警報，被害状況並びに官公署通報事項 の周知に 関すること。」 (3) 被災地への情報提供に 関すること。」 (4) 防災知識の普及に 関すること。」 (5) 義援金品の募集及び配分等の協力に 関すること。」	ジェイアールバス 関東株式会社。 宇都宮支店。 宇都宮ライトレール 株式会社。	(1) 施設等の安全・保全に 関すること。」 (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に 関する こと。」		
一般社団法人。 宇都宮市医師会。 一般社団法人。 宇都宮市薬剤師会。 公益社団法人。 栃木県看護協会。 公益社団法人。 栃木県柔道整復師会。	(1) 災害時における医療救護活動に関すること。」																			
一般社団法人。 宇都宮市歯科医師会。 宇都宮市歯科衛生士会。	(1) 災害時における歯科医療活動に関すること。」																			
宇都宮ケーブル。 テレビ株式会社。	(1) 災害の発生，被害状況，災害対策活動その他各種情報の収集 に 関すること。」 (2) 災害及び気象の予報，警報，被害状況並びに官公署通報事項 の周知に 関すること。」 (3) 被災地への情報提供に 関すること。」 (4) 防災知識の普及に 関すること。」 (5) 義援金品の募集及び配分等の協力に 関すること。」																			
ジェイアールバス 関東株式会社。 宇都宮支店。	(1) 施設等の安全・保全に 関すること。」 (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に 関する こと。」																			
一般社団法人。 宇都宮市医師会。 一般社団法人。 宇都宮市薬剤師会。 公益社団法人。 栃木県看護協会。 公益社団法人。 栃木県柔道整復師会。	(1) 災害時における医療救護活動に関すること。」																			
一般社団法人。 宇都宮市歯科医師会。 宇都宮市歯科衛生士会。	(1) 災害時における歯科医療活動に関すること。」																			
宇都宮ケーブル。 テレビ株式会社。	(1) 災害の発生，被害状況，災害対策活動その他各種情報の収集 に 関すること。」 (2) 災害及び気象の予報，警報，被害状況並びに官公署通報事項 の周知に 関すること。」 (3) 被災地への情報提供に 関すること。」 (4) 防災知識の普及に 関すること。」 (5) 義援金品の募集及び配分等の協力に 関すること。」																			
ジェイアールバス 関東株式会社。 宇都宮支店。 宇都宮ライトレール 株式会社。	(1) 施設等の安全・保全に 関すること。」 (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に 関する こと。」																			
総 P. 15	第３節 市勢の概要 第１ 自然条件 (略) 7 地震 (略) [資料総 3－4 地震用語の解説] [資料総 3－5 気象庁震度階級関連解説表] (新設) (新設) [資料総 3－6 マグニチュード（M）と地震の程度] [資料総 3－7 過去の大きな地震（大正以後現在）]	第３節 市勢の概要 第１ 自然条件 (略) 7 地震 (略) [資料総 3－4 地震用語の解説] [資料総 3－5 気象庁震度階級関連解説表] [資料総 3－6 気象庁が発表する緊急地震速報の種類] [資料総 3－7 長周期地震動に関する情報] [資料総 3－8 マグニチュード（M）と地震の程度] [資料総 3－9 過去の大きな地震（大正以後現在）]	危機管理課																	

頁	現行（令和４年３月修正）（旧）	素 案（新）	関係課	備考																																																																								
総 P. 17	第２ 社会条件 （略） ３ 人口 本市の人口は、平成 29 年 10 月 1 日現在の 520,197 人をピークに減少に転じており、令和 3 年 10 月 1 日現在で 517,369 人、世帯数は 231,752 世帯となっている。 第３ 災害履歴 １ これまでの災害履歴 〔資料総 3－8 これまでの自然災害〕 〔資料総 3－9 これまでの林野火災〕 ２ 地震 （1）栃木県の地震災害 過去に栃木県に影響を及ぼした地震のうち、歴史時代の記録には、次頁上段の表の各地震がある。このうち県内に震源があり、大きな被害のあった地震としては、天和 3 年（1683 年）の 3 つの日光地震がある。また、明治以後、栃木県に被害を生じた地震は、次頁下段の表に示すとおりである。家屋被害を生じた地震としては、大正 12 年（1923 年）の関東地震、昭和 24 年（1949 年）の今市地震のほか、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）をあげることができる。 〔資料総 3－10 宇都宮市における有感地震の年別、震度階級別回数〕 〔資料総 3－11 宇都宮市における震度 4 以上の地震〕	第２ 社会条件 （略） ３ 人口 本市の人口は、平成 29 年 10 月 1 日現在の 520,197 人をピークに減少に転じており、令和 6 年 10 月 1 日現在で 511,852 人、世帯数は 239,655 世帯となっている。 第３ 災害履歴 １ これまでの災害履歴 〔資料総 3－10 これまでの自然災害〕 〔資料総 3－11 これまでの林野火災〕 ２ 地震 （1）栃木県の地震災害 過去に栃木県に影響を及ぼした地震のうち、歴史時代の記録には、次頁上段の表の各地震がある。このうち県内に震源があり、大きな被害のあった地震としては、天和 3 年（1683 年）の 3 つの日光地震がある。また、明治以後、栃木県に被害を生じた地震は、次頁下段の表に示すとおりである。家屋被害を生じた地震としては、大正 12 年（1923 年）の関東地震、昭和 24 年（1949 年）の今市地震のほか、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）をあげることができる。 〔資料総 3－12 宇都宮市における有感地震の年別、震度階級別回数〕 〔資料総 3－13 宇都宮市における震度 4 以上の地震〕	危機管理課																																																																									
総 P. 19 ～P. 20	<table><tr><th>年月日</th><th>M</th><th>地震名</th><th>震源</th><th>震度</th><th>栃木県内の被害</th></tr><tr><td>1949.12.26 昭和24</td><td>6.4</td><td>今市</td><td>今市 ◆</td><td>4</td><td>死者行方不明10名、負傷163名、全壊住家278戸、半壊住家3091戸、小破住家1631戸、非住家被害5504棟、山崩れ60箇所</td></tr><tr><td>1978.6.12 昭和53</td><td>7.4</td><td>宮城沖</td><td>宮城 県沖</td><td>4</td><td>詳細不明(ほとんど無し)</td></tr><tr><td>1996.12.21 平成8</td><td>5.6</td><td></td><td>茨城県 南部</td><td>4</td><td>負傷者、家屋などに被害</td></tr><tr><td>2011.3.11 平成23</td><td>9.0</td><td>東北地方 太平洋沖</td><td>三陸沖</td><td>6強</td><td>死者4、負傷者132、建物全壊264、建物半壊2,062（2012年1月6日、警察庁調べ）</td></tr><tr><td>2021.2.13 令和3</td><td>7.3</td><td>福島県沖</td><td>福島県 沖</td><td>6強</td><td>負傷者8名、非住家被害9施設</td></tr></table> （2）栃木県周辺で起こり得る主な地震 海溝型地震	年月日	M	地震名	震源	震度	栃木県内の被害	1949.12.26 昭和24	6.4	今市	今市 ◆	4	死者行方不明10名、負傷163名、全壊住家278戸、半壊住家3091戸、小破住家1631戸、非住家被害5504棟、山崩れ60箇所	1978.6.12 昭和53	7.4	宮城沖	宮城 県沖	4	詳細不明(ほとんど無し)	1996.12.21 平成8	5.6		茨城県 南部	4	負傷者、家屋などに被害	2011.3.11 平成23	9.0	東北地方 太平洋沖	三陸沖	6強	死者4、負傷者132、建物全壊264、建物半壊2,062（2012年1月6日、警察庁調べ）	2021.2.13 令和3	7.3	福島県沖	福島県 沖	6強	負傷者8名、非住家被害9施設	<table><tr><th>年月日</th><th>M</th><th>地震名</th><th>震源</th><th>震度</th><th>栃木県内の被害</th></tr><tr><td>1949.12.26 昭和24</td><td>6.4</td><td>今市</td><td>今市 ◆</td><td>4</td><td>死者行方不明10名、負傷163名、全壊住家278戸、半壊住家3091戸、小破住家1631戸、非住家被害5504棟、山崩れ60箇所</td></tr><tr><td>1978.6.12 昭和53</td><td>7.4</td><td>宮城沖</td><td>宮城 県沖</td><td>4</td><td>詳細不明(ほとんど無し)</td></tr><tr><td>1996.12.21 平成8</td><td>5.6</td><td></td><td>茨城県 南部</td><td>4</td><td>負傷者、家屋などに被害</td></tr><tr><td>2011.3.11 平成23</td><td>9.0</td><td>東北地方 太平洋沖</td><td>三陸沖</td><td>6強</td><td>死者4、負傷者132、建物全壊264、建物半壊2,062（2012年1月6日、警察庁調べ）</td></tr><tr><td>2021.2.13 令和3</td><td>7.3</td><td>福島県沖</td><td>福島県 沖</td><td>4</td><td>負傷者8名、非住家被害9施設</td></tr></table> （2）栃木県周辺で起こり得る主な地震 海溝型地震	年月日	M	地震名	震源	震度	栃木県内の被害	1949.12.26 昭和24	6.4	今市	今市 ◆	4	死者行方不明10名、負傷163名、全壊住家278戸、半壊住家3091戸、小破住家1631戸、非住家被害5504棟、山崩れ60箇所	1978.6.12 昭和53	7.4	宮城沖	宮城 県沖	4	詳細不明(ほとんど無し)	1996.12.21 平成8	5.6		茨城県 南部	4	負傷者、家屋などに被害	2011.3.11 平成23	9.0	東北地方 太平洋沖	三陸沖	6強	死者4、負傷者132、建物全壊264、建物半壊2,062（2012年1月6日、警察庁調べ）	2021.2.13 令和3	7.3	福島県沖	福島県 沖	4	負傷者8名、非住家被害9施設	危機管理課	
年月日	M	地震名	震源	震度	栃木県内の被害																																																																							
1949.12.26 昭和24	6.4	今市	今市 ◆	4	死者行方不明10名、負傷163名、全壊住家278戸、半壊住家3091戸、小破住家1631戸、非住家被害5504棟、山崩れ60箇所																																																																							
1978.6.12 昭和53	7.4	宮城沖	宮城 県沖	4	詳細不明(ほとんど無し)																																																																							
1996.12.21 平成8	5.6		茨城県 南部	4	負傷者、家屋などに被害																																																																							
2011.3.11 平成23	9.0	東北地方 太平洋沖	三陸沖	6強	死者4、負傷者132、建物全壊264、建物半壊2,062（2012年1月6日、警察庁調べ）																																																																							
2021.2.13 令和3	7.3	福島県沖	福島県 沖	6強	負傷者8名、非住家被害9施設																																																																							
年月日	M	地震名	震源	震度	栃木県内の被害																																																																							
1949.12.26 昭和24	6.4	今市	今市 ◆	4	死者行方不明10名、負傷163名、全壊住家278戸、半壊住家3091戸、小破住家1631戸、非住家被害5504棟、山崩れ60箇所																																																																							
1978.6.12 昭和53	7.4	宮城沖	宮城 県沖	4	詳細不明(ほとんど無し)																																																																							
1996.12.21 平成8	5.6		茨城県 南部	4	負傷者、家屋などに被害																																																																							
2011.3.11 平成23	9.0	東北地方 太平洋沖	三陸沖	6強	死者4、負傷者132、建物全壊264、建物半壊2,062（2012年1月6日、警察庁調べ）																																																																							
2021.2.13 令和3	7.3	福島県沖	福島県 沖	4	負傷者8名、非住家被害9施設																																																																							

頁	現行（令和４年３月修正）（旧）			素 案（新）			関係課	備考																																																																																																																														
	<table><tr><th colspan="2">地震</th><th>マグニチュード</th><th>地震発生確率 (30年以内)</th></tr><tr><td rowspan="13">青森県・ 東方沖・ 房総沖</td><td colspan="5">平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の発生に伴い、その震源地である、青森県東方沖及び岩手県沖北部、岩手県沖南部、宮城県沖、福島県沖、青森県東方沖から房総沖にかけての海溝寄りでは今後もマグニチュード7を超える余震が発生する可能性がある。</td></tr><tr><td>巨大地震 (東北地方太平洋沖型)</td><td>岩手県沖南部～ 茨城県沖</td><td>9.0程度</td><td>ほぼ0%</td></tr><tr><td rowspan="2">プレート間巨 大地震</td><td>青森県東方沖及 び岩手県沖北部</td><td>7.9程度</td><td>10～30%</td></tr><tr><td>宮城県沖</td><td>7.9程度</td><td>20%程度</td></tr><tr><td rowspan="6">ひとまわり小 さいプレート 間地震</td><td>青森県東方沖及 び岩手県沖北部</td><td>7.0～7.5程度</td><td>90%程度以上</td></tr><tr><td>岩手県沖南部</td><td>7.0～7.5</td><td>30%程度</td></tr><tr><td>宮城県沖</td><td>7.0～7.5</td><td>90%程度</td></tr><tr><td>宮城県沖 の陸寄り (宮城県 沖地震)</td><td>7.4前後</td><td>70～80%程度</td></tr><tr><td>福島県沖</td><td>7.0～7.5</td><td>50%程度</td></tr><tr><td>茨城県沖</td><td>7.0～7.5</td><td>80%程度</td></tr><tr><td>海溝寄りのプ レート間地震 (津波地震 等)</td><td>青森県東方沖か ら房総沖にかけ ての海溝寄り</td><td>M8.6～9.0</td><td>30%程度</td></tr><tr><td>沈み込んだプ レート内の地 震</td><td>青森県東方沖及 び岩手県沖北部 ～茨城県沖</td><td>7.0～7.5程度</td><td>60～70%</td></tr><tr><td>海溝軸外側の 地震</td><td>日本海溝の海溝 軸外側</td><td>8.2前後</td><td>7%</td></tr><tr><td rowspan="2">相模トラ フ沿い</td><td>相模トラフ沿いのM8クラスの 地震</td><td>M7.9～8.6</td><td>ほぼ0～6%</td></tr><tr><td>プレートの沈み込みに伴うマグ ニチュード7程度の地震</td><td>M6.7～M7.3程度</td><td>70%程度</td></tr><tr><td>南海トラ フ</td><td>南海トラフで発生する地震</td><td>M8～9クラス</td><td>70%～80%</td></tr></table>			地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)	青森県・ 東方沖・ 房総沖	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の発生に伴い、その震源地である、青森県東方沖及び岩手県沖北部、岩手県沖南部、宮城県沖、福島県沖、青森県東方沖から房総沖にかけての海溝寄りでは今後もマグニチュード7を超える余震が発生する可能性がある。					巨大地震 (東北地方太平洋沖型)	岩手県沖南部～ 茨城県沖	9.0程度	ほぼ0%	プレート間巨 大地震	青森県東方沖及 び岩手県沖北部	7.9程度	10～30%	宮城県沖	7.9程度	20%程度	ひとまわり小 さいプレート 間地震	青森県東方沖及 び岩手県沖北部	7.0～7.5程度	90%程度以上	岩手県沖南部	7.0～7.5	30%程度	宮城県沖	7.0～7.5	90%程度	宮城県沖 の陸寄り (宮城県 沖地震)	7.4前後	70～80%程度	福島県沖	7.0～7.5	50%程度	茨城県沖	7.0～7.5	80%程度	海溝寄りのプ レート間地震 (津波地震 等)	青森県東方沖か ら房総沖にかけ ての海溝寄り	M8.6～9.0	30%程度	沈み込んだプ レート内の地 震	青森県東方沖及 び岩手県沖北部 ～茨城県沖	7.0～7.5程度	60～70%	海溝軸外側の 地震	日本海溝の海溝 軸外側	8.2前後	7%	相模トラ フ沿い	相模トラフ沿いのM8クラスの 地震	M7.9～8.6	ほぼ0～6%	プレートの沈み込みに伴うマグ ニチュード7程度の地震	M6.7～M7.3程度	70%程度	南海トラ フ	南海トラフで発生する地震	M8～9クラス	70%～80%	<table><tr><th colspan="2">地震</th><th>マグニチュード</th><th>地震発生確率 (30年以内)</th></tr><tr><td rowspan="13">青森県・ 東方沖・ 房総沖</td><td colspan="5">平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の発生に伴い、その震源地である、青森県東方沖及び岩手県沖北部、岩手県沖南部、宮城県沖、福島県沖、青森県東方沖から房総沖にかけての海溝寄りでは今後もマグニチュード7を超える余震が発生する可能性がある。</td></tr><tr><td>巨大地震 (東北地方太平洋沖型)</td><td>岩手県沖南部～ 茨城県沖</td><td>9.0程度</td><td>ほぼ0%</td></tr><tr><td rowspan="2">プレート間巨 大地震</td><td>青森県東方沖及 び岩手県沖北部</td><td>7.9程度</td><td>20～40%</td></tr><tr><td>宮城県沖</td><td>7.9程度</td><td>20%程度</td></tr><tr><td rowspan="6">ひとまわり小 さいプレート 間地震</td><td>青森県東方沖及 び岩手県沖北部</td><td>7.0～7.5程度</td><td>90%程度以上</td></tr><tr><td>岩手県沖南部</td><td>7.0～7.5</td><td>30%程度</td></tr><tr><td>宮城県沖</td><td>7.0～7.5</td><td>90%程度</td></tr><tr><td>宮城県沖 の陸寄り (宮城県 沖地震)</td><td>7.4前後</td><td>80～90%程度</td></tr><tr><td>福島県沖</td><td>7.0～7.5</td><td>50%程度</td></tr><tr><td>茨城県沖</td><td>7.0～7.5</td><td>80%程度</td></tr><tr><td>海溝寄りのプ レート間地震 (津波地震 等)</td><td>青森県東方沖か ら房総沖にかけ ての海溝寄り</td><td>8.6～9.0</td><td>30%程度</td></tr><tr><td>沈み込んだプ レート内の地 震</td><td>青森県東方沖及 び岩手県沖北部 ～茨城県沖</td><td>7.0～7.5程度</td><td>60～70%</td></tr><tr><td>海溝軸外側の 地震</td><td>日本海溝の海溝 軸外側</td><td>8.2前後</td><td>7%</td></tr><tr><td rowspan="2">相模トラ フ沿い</td><td>相模トラフ沿いのM8クラスの 地震</td><td>7.9～8.6</td><td>ほぼ0～6%</td></tr><tr><td>プレートの沈み込みに伴うマグ ニチュード7程度の地震</td><td>6.7～7.3程度</td><td>70%程度</td></tr><tr><td>南海トラ フ</td><td>南海トラフで発生する地震</td><td>8～9クラス</td><td>80%程度</td></tr></table>			地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)	青森県・ 東方沖・ 房総沖	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の発生に伴い、その震源地である、青森県東方沖及び岩手県沖北部、岩手県沖南部、宮城県沖、福島県沖、青森県東方沖から房総沖にかけての海溝寄りでは今後もマグニチュード7を超える余震が発生する可能性がある。					巨大地震 (東北地方太平洋沖型)	岩手県沖南部～ 茨城県沖	9.0程度	ほぼ0%	プレート間巨 大地震	青森県東方沖及 び岩手県沖北部	7.9程度	20～40%	宮城県沖	7.9程度	20%程度	ひとまわり小 さいプレート 間地震	青森県東方沖及 び岩手県沖北部	7.0～7.5程度	90%程度以上	岩手県沖南部	7.0～7.5	30%程度	宮城県沖	7.0～7.5	90%程度	宮城県沖 の陸寄り (宮城県 沖地震)	7.4前後	80～90%程度	福島県沖	7.0～7.5	50%程度	茨城県沖	7.0～7.5	80%程度	海溝寄りのプ レート間地震 (津波地震 等)	青森県東方沖か ら房総沖にかけ ての海溝寄り	8.6～9.0	30%程度	沈み込んだプ レート内の地 震	青森県東方沖及 び岩手県沖北部 ～茨城県沖	7.0～7.5程度	60～70%	海溝軸外側の 地震	日本海溝の海溝 軸外側	8.2前後	7%	相模トラ フ沿い	相模トラフ沿いのM8クラスの 地震	7.9～8.6	ほぼ0～6%	プレートの沈み込みに伴うマグ ニチュード7程度の地震	6.7～7.3程度	70%程度	南海トラ フ	南海トラフで発生する地震	8～9クラス	80%程度		
地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)																																																																																																																																			
青森県・ 東方沖・ 房総沖	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の発生に伴い、その震源地である、青森県東方沖及び岩手県沖北部、岩手県沖南部、宮城県沖、福島県沖、青森県東方沖から房総沖にかけての海溝寄りでは今後もマグニチュード7を超える余震が発生する可能性がある。																																																																																																																																					
	巨大地震 (東北地方太平洋沖型)	岩手県沖南部～ 茨城県沖	9.0程度	ほぼ0%																																																																																																																																		
	プレート間巨 大地震	青森県東方沖及 び岩手県沖北部	7.9程度	10～30%																																																																																																																																		
		宮城県沖	7.9程度	20%程度																																																																																																																																		
	ひとまわり小 さいプレート 間地震	青森県東方沖及 び岩手県沖北部	7.0～7.5程度	90%程度以上																																																																																																																																		
		岩手県沖南部	7.0～7.5	30%程度																																																																																																																																		
		宮城県沖	7.0～7.5	90%程度																																																																																																																																		
		宮城県沖 の陸寄り (宮城県 沖地震)	7.4前後	70～80%程度																																																																																																																																		
		福島県沖	7.0～7.5	50%程度																																																																																																																																		
		茨城県沖	7.0～7.5	80%程度																																																																																																																																		
	海溝寄りのプ レート間地震 (津波地震 等)	青森県東方沖か ら房総沖にかけ ての海溝寄り	M8.6～9.0	30%程度																																																																																																																																		
	沈み込んだプ レート内の地 震	青森県東方沖及 び岩手県沖北部 ～茨城県沖	7.0～7.5程度	60～70%																																																																																																																																		
	海溝軸外側の 地震	日本海溝の海溝 軸外側	8.2前後	7%																																																																																																																																		
相模トラ フ沿い	相模トラフ沿いのM8クラスの 地震	M7.9～8.6	ほぼ0～6%																																																																																																																																			
	プレートの沈み込みに伴うマグ ニチュード7程度の地震	M6.7～M7.3程度	70%程度																																																																																																																																			
南海トラ フ	南海トラフで発生する地震	M8～9クラス	70%～80%																																																																																																																																			
地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)																																																																																																																																			
青森県・ 東方沖・ 房総沖	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の発生に伴い、その震源地である、青森県東方沖及び岩手県沖北部、岩手県沖南部、宮城県沖、福島県沖、青森県東方沖から房総沖にかけての海溝寄りでは今後もマグニチュード7を超える余震が発生する可能性がある。																																																																																																																																					
	巨大地震 (東北地方太平洋沖型)	岩手県沖南部～ 茨城県沖	9.0程度	ほぼ0%																																																																																																																																		
	プレート間巨 大地震	青森県東方沖及 び岩手県沖北部	7.9程度	20～40%																																																																																																																																		
		宮城県沖	7.9程度	20%程度																																																																																																																																		
	ひとまわり小 さいプレート 間地震	青森県東方沖及 び岩手県沖北部	7.0～7.5程度	90%程度以上																																																																																																																																		
		岩手県沖南部	7.0～7.5	30%程度																																																																																																																																		
		宮城県沖	7.0～7.5	90%程度																																																																																																																																		
		宮城県沖 の陸寄り (宮城県 沖地震)	7.4前後	80～90%程度																																																																																																																																		
		福島県沖	7.0～7.5	50%程度																																																																																																																																		
		茨城県沖	7.0～7.5	80%程度																																																																																																																																		
	海溝寄りのプ レート間地震 (津波地震 等)	青森県東方沖か ら房総沖にかけ ての海溝寄り	8.6～9.0	30%程度																																																																																																																																		
	沈み込んだプ レート内の地 震	青森県東方沖及 び岩手県沖北部 ～茨城県沖	7.0～7.5程度	60～70%																																																																																																																																		
	海溝軸外側の 地震	日本海溝の海溝 軸外側	8.2前後	7%																																																																																																																																		
相模トラ フ沿い	相模トラフ沿いのM8クラスの 地震	7.9～8.6	ほぼ0～6%																																																																																																																																			
	プレートの沈み込みに伴うマグ ニチュード7程度の地震	6.7～7.3程度	70%程度																																																																																																																																			
南海トラ フ	南海トラフで発生する地震	8～9クラス	80%程度																																																																																																																																			
総 P. 22	第４節 地震被害想定 (新設)			第４節 地震被害想定 第３ <u>日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震</u> 房総半島東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝と千島海溝のプレート境界等を震源とする地震である。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「日本海溝特措法」という。）第3条第1項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されている。 なお、震災対策編は、日本海溝特措法第5条第2項の規定に基づく「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」として定めるべき事項を含んでいる。			危機管理課																																																																																																																															
震災対策編 第１章 災害予防計画																																																																																																																																						
震 P. 1 ～P. 2	第１節 都市・インフラの防災対策の推進 第１ 地域指定による規制・誘導等 (略) 3 <u>宅地造成等規制法</u> に基づく宅造規制等			第１節 都市・インフラの防災対策の推進 第１ 地域指定による規制・誘導等 (略) 3 <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u> に基づく宅造規制等			都市計画課	宅地造成及び 特定盛土等規 制法に基づく 是正指導																																																																																																																														

頁	現行（令和４年３月修正）（旧）	素 案（新）	関係課	備考
	宅地造成工事又は既存宅地におけるがけ崩れ又は土砂の流出を事前に防止するため、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく規制区域として、昭和 40 年 12 月に市内の丘陵地の一部を指定したが、平成 12 年 4 月に区域を変更し、現在、総面積 1,008ha を規制区域に指定している。同法及び都市計画法による開発許可制度（新設）により、宅地造成等に伴うがけ崩れや災害を防止し、建築物の被災を予防するため、造成計画、構造、施工等について指導を進める。 また、がけ地等の災害危険箇所については、定期的なパトロールを実施するとともに、土地所有者、借地権者に対し、その防護について積極的に指導助言し、安全管理を徹底するよう努める。 （略） ４ 宅地開発指導 一定規模以上の開発事業について、「宅地開発指導要綱」及び「開発行為等審査基準」を定め、良好な住環境が形成されるよう指導を行っている。 開発事業に際しては、同要綱等に基づき開発事業者との事前協議を行い、宅地開発等により災害等を発生させないよう、十分な指導に努める。また、開発行為に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、開発行為の一時停止及びその原因の除去と復旧のための措置をとるよう指導する。 ５ 大規模盛土造成地の変動予測調査の実施 市は大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地があった場合は、宅地の耐震化を実施するよう努める。	<u>土地の用途(宅地、農地、森林等)に関わらず危険な盛土等(盛土、切土、土石の堆積)を包括的に規制するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)に基づき、令和 6 年 10 月 2 日から市内全域を宅地造成等工事規制区域に指定している。</u>同法及び都市計画法による開発許可制度や本市土砂条例等により、盛土等に伴うがけ崩れや災害を防止し、建築物等の被災を予防するため、造成計画、構造、施工等について指導を進める。 また、不法盛土等の災害危険箇所については、定期的なパトロールを実施するとともに、土地所有者、借地権者に対し、その防護について積極的に指導助言し、安全管理を徹底するよう努める。 （略） ４ 宅地開発指導 一定規模以上の開発事業について、「宅地開発指導要綱」及び「開発行為等審査基準」を定め、良好な住環境が形成されるよう指導を行っている。 開発事業に際しては、同要綱等に基づき開発事業者との事前協議を行い、宅地開発等により災害等を発生させないよう、十分な指導に努める。また、開発行為に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、開発行為の一時中断及びその原因の除去と復旧のための措置をとるよう指導する。 ５ 大規模盛土造成地の滑動崩落防止工事の実施、及び変動予測調査の実施 <u>市は市内 84 箇所ある大規模盛土造成地のうち、大地震時に滑動崩落のおそれがあると判断された 3 箇所については、令和 5 年度より滑動崩落防止工事を実施している。(令和 7 年度までに 3 地区の工事が完了予定)</u> <u>その他 81 箇所の大規模盛土造成地については、毎年、変動予測調査（モニタリング調査）を実施し、滑動崩落のおそれがないか継続調査をしていく。</u>		
震 P. 3	第２ 面的整備事業等による安全な市街地の整備 （略） （新設）	第２ 面的整備事業等による安全な市街地の整備 （略） <u>３ ＮＣＣ形成に向けた都市拠点や地域拠点等における防災・減災対策の推進</u> <u>ＮＣＣの各拠点等における防災性や安全性の向上により、居住や都市機能の誘導を促進するため、「宇都宮市立地適正化計画（防災指針）」に基づき、各種の災害リスク（水災害、土砂災害、大地震（大規模盛土造成地））を踏まえた防災・減災対策に取り組んでいる。</u> <u>〔資料震予１－５ 都市拠点及び地域拠点の配置〕</u>	都市計画課 市街地整備課 東部区画整理事業課 西部・北部区画整理事業課	
震 P. 10	第２節 防災知識の普及 （略） 第２ 市民に対する防災知識の普及 住民一人一人が、常に防災に関心を持ち、それぞれが災害を自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、次により防災知識の普及啓発を推進する。 特に、平時からの備蓄や避難情報の意味、災害時に取るべき行動等については、「宇都宮市わが家の防災マニュアル」の作成・配布などにより、継続的に周知する。 １ 広報等による普及啓発活動 （１） 広報の方法	第２節 防災知識の普及 （略） 第２ 市民に対する防災知識の普及 住民一人一人が、常に防災に関心を持ち、それぞれが災害を自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、次により防災知識の普及啓発を推進する。 特に、平時からの備蓄や避難情報の意味、災害時に取るべき行動等については、「宇都宮市防災ハザードマップ」の活用促進に向け、継続的に周知する。 １ 広報等による普及啓発活動 （１） 広報の方法	危機管理課 （関係各課）	

頁	現行（令和４年３月修正）（旧）	素 案（新）	関係課	備考
	ア 広報うつのみや、 <u>市ホームページ等</u> の利用 イ ポスター等の利用 ウ <u>防災マニュアル、ハザードマップ（土砂災害、ため池）等の配布</u> エ <u>広報車の活用</u> オ 報道機関の活用 カ その他講習会，展示会，防災訓練等の利用 （略）	ア 広報うつのみや、 市ホームページ等 の利用 イ ポスター等の利用 ウ <u>宇都宮市防災ハザードマップ等の配布</u> エ <u>ウェブサイトへの掲載その他情報通信の技術を利用する方法による情報発信</u> オ 報道機関の活用 カ その他講習会，展示会，防災訓練等の利用 （略）		
震 P. 12	第３ 児童生徒に対する防災教育 学校教育を通じて児童生徒に対する防災知識の理解促進に努めるとともに、 <u>避難訓練等を通して</u> 学校，家庭等における正しい防災の備えについて修得できるよう指導する。 （略）	第３ 児童生徒に対する防災教育 学校教育を通じて児童生徒に対する防災知識の理解促進に努めるとともに、 <u>消防署と連携した</u> 避難訓練等を通して，学校，家庭等における正しい防災の備えについて修得できるよう指導する。 （略）	学校健康課 学校教育課	R4 県計画 R4 国計画
震 P. 17	第４節 地域防災の充実 （略） 第２ 少年消防クラブ・婦人防火クラブの育成・強化 少年消防クラブ， <u>婦人防火クラブ</u> の育成・強化を図り，地域における自主防災活動の活性化を進める。 １ 少年消防クラブ <u>市内の中学校の生徒によって結成されている少年消防クラブに対し，少年消防クラブニュースその他の資料を配布し，また各行事を通じ防火，防災，避難等について指導する。</u> ２ 婦人防火クラブ <u>出火の傾向が一般家庭に多いことから，家庭の主婦を対象に婦人防火クラブへの加入を促進し，防火教室・講習会等の開催，また，初期消火，通報及び避難の訓練等を実施して，防火意識の啓発，防火知識の習得を図る。</u>	第４節 地域防災の充実 （略） 第２ 少年消防クラブ・女性（婦人）防火クラブの育成・強化 少年消防クラブ， <u>女性（婦人）</u> 防火クラブの育成・強化を図り，地域における自主防災活動の活性化を進める。 １ 少年消防クラブ <u>市内の中学校の生徒によって結成されている少年消防クラブに対し，防火，防災関連資料を提供するとともに，各行事を通じ防火，防災，避難等について指導する。</u> ２ 女性（婦人）防火クラブ <u>市内の一般家庭の女性を中心に結成されている女性（婦人）防火クラブへの加入を促進するとともに，防火教室・講習会等の開催，初期消火，通報及び避難の訓練等を実施して，防火，防災意識の向上と知識の習得を図る。</u>	予防課	
震 P. 22	第６節 情報・通信システムの整備 （略） 第１ 情報・通信体制の整備 （略）	第６節 情報・通信システムの整備 （略） 第１ 情報・通信体制の整備 （略）	危機管理課 通信指令課	R6 国計画

頁	現行（令和4年3月修正）（旧）	素案（新）	関係課	備考
	1 MCA無線，危機管理用携帯電話 災害対策本部と防災関係課，地域防災拠点（地区市民センター，市民活動センター），避難所をつなぐ通信システムとして，<u>MCA無線</u>を配備するとともに，<u>危機管理用携帯電話</u>を防災関係課に配備し，災害情報の収集・伝達や応急対策に必要な指示・命令等を行う。 〔資料震予6－1 防災用MCA無線配備先一覧〕 〔資料震予6－2 危機管理用携帯電話配備先一覧〕 （略） 3 高所監視カメラ，画像伝送システム，現場画像伝送装置 （略） （新設）	1 災害対応用スマートフォン 災害対策本部と防災関係課，地域防災拠点（地区市民センター，市民活動センター），避難所をつなぐ通信システムとして，<u>災害対応（危機管理）用スマートフォン</u>を配備し，<u>災害情報の収集・伝達や応急対策に必要な指示・命令等を行う。</u> 〔資料震予6－1 <u>災害対応用スマートフォン</u>配備先一覧〕 （略） 3 高所監視カメラ，画像伝送システム，現場画像伝送装置 （略） (3) <u>無人航空機（ドローン）</u> <u>人や車両が入れない場所の被害状況等を迅速かつ効果的に把握するため，必要に応じて無人航空機（ドローン）を活用する。</u>		
震 P. 24	第3 情報・通信システムの整備促進 行政経営部（危機管理課，経営管理課），消防局 情報通信技術，情報ネットワーク等を積極的に活用し，より高度な情報・通信システムの整備に努める。	第3 情報・通信システムの整備促進 行政経営部（危機管理課），<u>総合政策部（デジタル政策課）</u>，消防局 <u>衛星通信や衛星インターネットなどの</u>情報通信技術，情報ネットワーク等を積極的に活用し，より高度な情報・通信システムの整備に努める。	危機管理課	R6 国計画
震 P. 28	第7節 火災予防の推進 （略） 第3 消防力の強化 （略） 3 消防施設等の整備充実 （1）消防装備	第7節 火災予防の推進 （略） 第3 消防力の強化 （略） 3 消防施設等の整備充実 （1）消防装備	警防課	R6 国計画

頁	現行（令和４年３月修正）（旧）	素 案（新）	関係課	備考
	防災カルテ調査結果等による地域の危険性に応じた適切な消防活動が行えるよう、消防車両，消防機械器具等の充実を図る。	防災カルテ調査結果等による地域の危険性や道路状況が悪い場合を想定し，適切な消防活動が行えるよう，消防車両，消防機械器具等の充実を図る。		
震 P. 37	第 10 節 飲料水・食料等の確保 第 1 飲料水等の確保 （略） 2 飲料水の確保 （略） <u>(3) 災害用井戸の活用</u> 市街地等における生活用水を確保するため，補完的な措置として民間の既存井戸の有効活用を図る。そのため， <u>必要な水質検査を実施し</u> ，災害時に生活用水として使用可能な井戸を指定し，その周知に努める。 〔資料震予１０－２ 災害用井戸の指定状況一覧〕 3 給水用機材，給水復旧資機材の整備 4 応援協力体制の整備	第 10 節 飲料水・食料等の確保 第 1 飲料水等の確保 （略） 2 飲料水の確保 （略） 3 災害用井戸の活用 市街地等における <u>トイレの排水や清掃等に使用する</u> 生活用水を確保するため，補完的な措置として民間の既存井戸の有効活用を図る。そのため， <u>(削除)</u> 災害時に生活用水として使用可能な井戸を指定し，その周知に努める。 〔資料震予１０－２ 災害用井戸の指定状況一覧〕 4 給水用機材，給水復旧資機材の整備 5 応援協力体制の整備	危機管理課	
震 P. 40	第 1 1 節 防災拠点・避難場所等の整備 第 1 防災活動拠点の整備 （略） 3 災害活動拠点 全国からの救援物資の集積及び配布の円滑化や応援人員の配備調整を図るため，大規模公園等を中心に，災害活動拠点として必要な整備を図るものとし，県と調整の上，事前に候補地を選定する。また，県では道の駅等について，住民等への支援物資供給拠点など地域における防災拠点として位置づけしており，市は，県や関係機関と連携しながら，道の駅の防災機能の充実・強化を促進する。	第 1 1 節 防災拠点・避難場所等の整備 第 1 防災活動拠点の整備 （略） 3 災害活動拠点 全国からの救援物資の集積及び配布の円滑化や応援人員の配備調整を図るため，大規模公園等を中心に，災害活動拠点として必要な整備を図るものとし，県と調整の上，事前に候補地を選定する。また，県では <u>県総合運動公園を総合防災拠点として位置付けるとともに</u> ，道の駅等について，住民等への支援物資供給拠点など地域における防災拠点として位置づけしており，市は，県や関係機関と連携しながら，道の駅の防災機能の充実・強化を促進する。	危機管理課	県総合防災拠点の位置づけに伴う体系の見直し R4 県計画

頁	現行（令和4年3月修正）（旧）	素 案（新）	関係課	備考
	[資料震予11-1 災害活動拠点一覧] ＜防災活動拠点の体系＞ ――➡ : 救援物資の流れ ➡ : 応援者の流れ	[資料震予11-1 災害活動拠点一覧] ＜防災活動拠点の体系＞ ――➡ : 応援者の流れ ➡ : 救援物資の流れ		

頁	現行（令和４年３月修正）（旧）	素 案（新）	関係課	備考
震 P. 43	第２ 避難場所等の指定・整備 （略） ２ 避難所の指定・整備 （略） （３） 避難所の整備 （略） （新設） ㄱ 飼育動物のためのスペース確保に努める。	第２ 避難場所等の指定・整備 （略） ２ 避難所の指定・整備 （略） （３） 避難所の整備 （略） <u>ク 停電時においても施設・整備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</u> <u>ケ 飼育動物のためのスペース確保に努める。</u>	危機管理課 （関係各課）	R4 国計画
震 P. 46	第１２節 緊急輸送体制の整備 （略） 第２ 緊急輸送車両の確保 （略） ３ 緊急通行車両の事前届出 災害時の交通規制に際し、緊急車両の円滑な確認が受けられるよう、市保有車両等の緊急通行車両の事前届出を警察署等を経由して、県公安委員会に届け出るとともに同届出済証を保管し、災害時に備える。	第１２節 緊急輸送体制の整備 （略） 第２ 緊急輸送車両の確保 （略） ３ 緊急通行車両の事前交付 <u>災害対策に使用する公用車については、</u> 災害時の交通規制に際し、緊急車両の円滑な確認が受けられるよう、 <u>県又は公安委員会に緊急通行車両確認申請書を提出し、事前に緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受け、</u> 災害時に備える。	管財課	「緊急通行車両標章交付のための事前届出制度」施行 （R5. 9. 1） R6 国計画
震 P. 50	第１４節 要配慮者支援体制の整備 第１ 地域における要配慮者安全対策 保健福祉部（保健福祉総務課，高齢福祉課，障がい福祉課），子ども部，市民まちづくり部（ <u>国際交流プラザ</u> ） （略） １ 在宅要配慮者対策 （略） （２） 避難行動要支援者名簿の管理 名簿の更新については、関係部局で把握している情報を適宜更新し、最新情報の把握に努める。 また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないよう名簿情報の適切な管理に努める。 （略） （８） 個別避難計画 ア 個別避難計画の作成 「避難行動要支援者名簿」に登録されている者については、災害時に円滑かつ迅速に避難支援ができるよう、市は、あらかじめ各地区支援班と協力し、個人情報の提供に同意を得られた避難行動要支援者（災害時要援護者）ごとに、一人ひとりの特性に配慮した個別避難計画（災害時援護希望申込書（兼台帳））を作成するよう努めるとともに、新たに個人情報の提供に同意した避難行動支援者（災害時要援護者）を追加していく。	第１４節 要配慮者支援体制の整備 第１ 地域における要配慮者安全対策 保健福祉部（保健福祉総務課，高齢福祉課，障がい福祉課），子ども部，市民まちづくり部（ <u>多文化共生推進課</u> ） （略） １ 在宅要配慮者対策 （略） （２） 避難行動要支援者名簿の管理 名簿の更新については、関係部局で把握している情報を適宜更新し、最新情報の把握に努める <u>とともに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術の活用を積極的に検討する。</u> また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないよう名簿情報の適切な管理に努める。 （略） （８） 個別避難計画 ア 個別避難計画の作成 「避難行動要支援者名簿」に登録されている者については、災害時に円滑かつ迅速に避難支援ができるよう、市は、あらかじめ各地区支援班と協力し、個人情報の提供に同意を得られた避難行動要支援者（災害時要援護者）ごとに、一人ひとりの特性に配慮した個別避難計画（災害時援護希望申込書（兼台帳））を作成するよう努めるとともに、新たに個人情報の提供に同意した避難行動支援者（災害時要援護者）を追加していく。 <u>また、個別避難計画の作成に当たっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デ</u>	保健福祉総務課 高齢福祉課 障がい福祉課	R5 国計画

頁	現行（令和４年３月修正）（旧）	素 案（新）	関係課	備考																						
		<u>デジタル技術の活用を積極的に検討する。</u>																								
震 P. 56	第１６節 廃棄物処理体制の整備 第１ 災害廃棄物等処理体制の整備 環境部（ごみ減量課，<u>廃棄物対策課</u>，廃棄物施設課）	第１６節 廃棄物処理体制の整備 第１ 災害廃棄物等処理体制の整備 環境部（ごみ減量課，<u>廃棄物政策課</u>，廃棄物施設課）	廃棄物政策課																							
震 P. 58 ～P. 59	第１７節 建築物等の災害予防対策の実施 第１ 建築物等の災害予防 都市整備部（建築指導課，<u>都市計画課</u>），行政経営部（危機管理課，<u>経営管理課</u>），建設部（建築保全課，建築課），消防局 （略） 第２ ブロック塀，落下物等の防災対策 都市整備部（建築指導課，<u>都市計画課</u>），行政経営部（危機管理課）	第１７節 建築物等の災害予防対策の実施 第１ 建築物等の災害予防 都市整備部（建築指導課，<u>都市計画課</u>），行政経営部（<u>危機管理課</u>），<u>総合政策部（デジタル政策課）</u>，建設部（建築保全課，建築課），消防局 （略） 第２ ブロック塀，落下物等の防災対策 都市整備部（建築指導課，<u>都市計画課</u>），行政経営部（危機管理課）	都市計画課																							
震 P. 60	第１７節 建築物等の災害予防対策の実施 （略） 第３ 文化財等の保護 <u>教育委員会（文化課）</u>	第１７節 建築物等の災害予防対策の実施 （略） 第３ 文化財等の保護 <u>魅力創造部（文化都市推進課）</u>	文化都市推進課	機構改革による変更																						
震災対策編 第２章 災害応急対策計画																										
震 P. 63	第１節 災害対策本部の設置 （略） 第１ 災害対策本部等の設置・廃止 （略） ３ 災害対策本部の設置 （略） （４） 地域防災拠点の設置 ② 地域内において開設している避難所の運営担当職員から，<u>MCA無線</u>等により，避難所等の状況（避難世帯数・人数等，要配慮者の有無等）を収集・集約 （略） （７） 災害対策本部設置等の通知 災害対策本部を設置し，又は廃止したときは，連絡担当者は，直ちに下記によりその旨を関係機関等へ通知する。 <table><tr><td>報 告 先</td><td>連絡担当者</td></tr><tr><td>県（危機管理課）</td><td rowspan="6">危機管理班</td></tr><tr><td>自衛隊（<u>第１２特科隊</u>）</td></tr><tr><td>宇都宮中央・東・南警察署</td></tr><tr><td>県内市町</td></tr><tr><td>防災関係機関（東京電力パワーグリッド㈱，<u>東京ガス</u>㈱，東日本電信電話㈱）</td></tr><tr><td>報道機関（市政記者クラブ）</td></tr><tr><td>市民等</td><td>広報広聴班</td></tr></table>	報 告 先	連絡担当者	県（危機管理課）	危機管理班	自衛隊（ <u>第１２特科隊</u> ）	宇都宮中央・東・南警察署	県内市町	防災関係機関（東京電力パワーグリッド㈱， <u>東京ガス</u> ㈱，東日本電信電話㈱）	報道機関（市政記者クラブ）	市民等	広報広聴班	第１節 災害対策本部の設置 （略） 第１ 災害対策本部等の設置・廃止 （略） ３ 災害対策本部の設置 （略） （４） 地域防災拠点の設置 ② 地域内において開設している避難所の運営担当職員から，<u>災害対応用スマートフォン</u>等により，避難所等の状況（避難世帯数・人数等，要配慮者の有無等）を収集・集約 （略） （７） 災害対策本部設置等の通知 災害対策本部を設置し，又は廃止したときは，連絡担当者は，直ちに下記によりその旨を関係機関等へ通知する。 <table><tr><td>報 告 先</td><td>連絡担当者</td></tr><tr><td>県（危機管理課）</td><td rowspan="6">危機管理班</td></tr><tr><td>自衛隊（<u>東部方面特科連隊第２大隊</u>）</td></tr><tr><td>宇都宮中央・東・南警察署</td></tr><tr><td>県内市町</td></tr><tr><td>防災関係機関（東京電力パワーグリッド㈱，<u>東京ガスネットワーク</u>㈱，東日本電信電話㈱）</td></tr><tr><td>報道機関（市政記者クラブ）</td></tr><tr><td>市民等</td><td>広報広聴班</td></tr></table>	報 告 先	連絡担当者	県（危機管理課）	危機管理班	自衛隊（ <u>東部方面特科連隊第２大隊</u> ）	宇都宮中央・東・南警察署	県内市町	防災関係機関（東京電力パワーグリッド㈱， <u>東京ガスネットワーク</u> ㈱，東日本電信電話㈱）	報道機関（市政記者クラブ）	市民等	広報広聴班	危機管理課	
報 告 先	連絡担当者																									
県（危機管理課）	危機管理班																									
自衛隊（ <u>第１２特科隊</u> ）																										
宇都宮中央・東・南警察署																										
県内市町																										
防災関係機関（東京電力パワーグリッド㈱， <u>東京ガス</u> ㈱，東日本電信電話㈱）																										
報道機関（市政記者クラブ）																										
市民等	広報広聴班																									
報 告 先	連絡担当者																									
県（危機管理課）	危機管理班																									
自衛隊（ <u>東部方面特科連隊第２大隊</u> ）																										
宇都宮中央・東・南警察署																										
県内市町																										
防災関係機関（東京電力パワーグリッド㈱， <u>東京ガスネットワーク</u> ㈱，東日本電信電話㈱）																										
報道機関（市政記者クラブ）																										
市民等	広報広聴班																									

頁	現行（令和４年３月修正）（旧）	素 案（新）	関係課	備考
震 P. 65	第２ 災害対策本部の組織，事務分掌 １ 災害対策本部の組織，事務分掌 （略） （７） 専門分科会 本部長は，班の分掌事務について専門的かつ横断的に調整するため，災害対策本部に専門分科会を置くことができる。 （略） 事務局 （危機管理課長，<u>行政総務課長</u>，<u>経営管理課長</u>，財政課長，人事課長，広報広聴課長，各部総務担当主幹（教育委員会を除く），消防局総務課長，上下水道局企業総務課長，教育企画課長，議会事務局総務課長，出納室長） 庶務＝危機管理課 本部情報班＝各部総務担当等	第２ 災害対策本部の組織，事務分掌 １ 災害対策本部の組織，事務分掌 （略） （７） 専門分科会 本部長は，班の分掌事務について専門的かつ横断的に調整するため，災害対策本部に専門分科会を置くことができる。 （略） 事務局 （危機管理課長，<u>行政経営課長</u>，財政課長，人事課長，<u>デジタル政策課長</u>，広報広聴課長，各部総務担当主幹（教育委員会を除く），消防局総務課長，上下水道局企業総務課長，教育企画課長，議会事務局総務課長，出納室長） 庶務＝危機管理課 本部情報班＝各部総務担当等	危機管理課	
震 P. 74	２ 災害対策本部の運営 （２）事務局 ア 事務局員 <u>行政総務課長</u>，<u>経営管理課長</u>，財政課長，人事課長，広報広聴課長，各部総務担当主幹，消防局総務課長，企業総務課長，教育企画課長，議会事務局総務課長，出納室長	２ 災害対策本部の運営 （２）事務局 ア 事務局員 <u>危機管理課長</u>，<u>行政経営課長</u>，財政課長，人事課長，<u>デジタル政策課長</u>，広報広聴課長，各部総務担当主幹，消防局総務課長，企業総務課長，教育企画課長，議会事務局総務課長，出納室長	危機管理課	
震 P. 80	第３節 災害情報の収集・伝達 第１ ２４時間情報収集体制 ３ 携帯電話の配備 災害対策関係職員に対し<u>携帯電話</u>を配備し，災害時における緊急通信の確保を図る。 第２ 情報の受伝達体制 災害時の情報収集・伝達は，電話や危機管理<u>携帯電話</u>のほか，<u>M C A無線</u>，消防無線，宇都宮市災害情報共有システム，栃木県防災行政ネットワーク，地域衛星通信ネットワーク等により行い，収集・伝達系統は次のとおりとする。 併せて，大規模な被害が発生する恐れがある場合等は，知事から市長へ，直接助言を行う知事ホットラインを活用する。	第３節 災害情報の収集・伝達 第１ ２４時間情報収集体制 ３ <u>災害対応用スマートフォン</u>の配備 災害対策関係職員に対し<u>災害対応用スマートフォン</u>を配備し，災害時における緊急通信の確保を図る。 第２ 情報の受伝達体制 災害時の情報収集・伝達は，電話や<u>災害対応用スマートフォン</u>のほか，消防無線，宇都宮市災害情報共有システム，栃木県防災行政ネットワーク，地域衛星通信ネットワーク等により行い，収集・伝達系統は次のとおりとする。 併せて，大規模な被害が発生する恐れがある場合等は，知事から市長へ，直接助言を行う知事ホットラインを活用する。	危機管理課	

頁	現行（令和4年3月修正）（旧）	素案（新）	関係課	備考
震 P. 81	<情報連絡・系統図> (1) <u>MCA無線</u>、<u>消防無線</u> 災害対策本部と地域防災拠点、避難所間、消防局と消防署・消防団、消防車両間の情報の受伝達は、有線回線の輻輳等により、通話不能となった場合は、<u>MCA無線</u>又は<u>消防無線</u>を積極的に活用する。	<情報連絡・系統図> (1) <u>災害対応用スマートフォン</u>、<u>消防無線</u> 災害対策本部と地域防災拠点、避難所間、消防局と消防署・消防団、消防車両間の情報の受伝達は、有線回線の輻輳等により、通話不能となった場合は、<u>災害対応用スマートフォン</u>又は<u>消防無線</u>を積極的に活用する。	危機管理課	
震 P. 83	第3 災害情報等の収集・報告 (略) 情報収集内容	第3 災害情報等の収集・報告 (略) 情報収集内容	危機管理課 L R T整備課 L R T管理課	

頁	現行（令和４年３月修正）（旧）				素 案（新）				関係課	備考			
[資料震応３－１ 人的被害及び住家被害の判断基準]	（１）人的被害	項	目	収 集 内 容	担 当	（１）人的被害	項	目	収 集 内 容	担 当	[資料震応３－１ 人的被害及び住家被害の判断基準]		
	（２）住家・非住家等被害		ア	死者及び行方不明者の状況	消防部 危機管理班	（２）住家・非住家等被害		ア	死者及び行方不明者の状況	消防部 危機管理班			
			イ	負傷者の状況	消防部			イ	負傷者の状況	消防部			
			ア	全壊及び半壊の状況 ・目視調査による概数の把握（至急） ・建物応急危険度判定調査	建築指導班		（２）住家・非住家等被害		ア	全壊及び半壊の状況 ・目視調査による概数の把握（至急） ・建物応急危険度判定調査		建築指導班	
			イ	全焼及び半焼の状況	消防部				イ	全焼及び半焼の状況		消防部	
		ウ	被災宅地危険度判定調査	都市計画班		ウ		被災宅地危険度判定調査	都市計画班				
	（３）公共土木施設の被害		ア	道路，橋りょう，河川等の状況	道路管理班 道路保全班 道路建設班 河川班	（３）公共土木施設の被害			ア	道路，橋りょう，河川等の状況		道路管理班 道路保全班 道路建設班 河川班 ＬＲＴ整備班 ＬＲＴ管理班	
			イ	急傾斜地，宅地等の状況 ・急傾斜地等の調査（至急）	河川班			イ	急傾斜地，宅地等の状況 ・急傾斜地等の調査（至急）	河川班			
			ウ	交通施設及び交通の状況 ・公共交通機関（ＪＲ宇都宮駅，東武宇都宮駅，関東・ジェイアールバス関東の各バス会社） ・道路交通（警察）	交通政策班 道路保全班			ウ	交通施設及び交通の状況 ・公共交通機関（ＪＲ宇都宮駅，東武宇都宮駅， 関東・ジェイアールバス関東の各バス会社， 宇都宮ライトレール株式会社） ・道路交通（警察）	交通政策班 道路保全班 ＬＲＴ整備班 ＬＲＴ管理班			
			エ	ライフライン施設の状況 ・上水道，下水道 ・電話，都市ガス，電気各社	上下水道部 危機管理班			エ	ライフライン施設の状況 ・上水道，下水道 ・電話，都市ガス，電気各社	上下水道部 危機管理班			
		（４）その他		ア	救急救助活動の状況		消防部	（４）その他		ア		救急救助活動の状況	消防部
				イ	医療活動の状況		保健所総務班			イ		医療活動の状況	保健所総務班
			ウ	応急給水の状況	上下水道部		ウ		応急給水の状況	上下水道部			
			エ	出火の状況	消防部		エ		出火の状況	消防部			
			オ	社会的混乱の状況	危機管理班		オ		社会的混乱の状況	危機管理班			
			カ	避難所の状況	生活班		カ		避難所の状況	生活班			
			キ	避難指示及び警戒区域設定の状況	消防部		キ		避難指示及び警戒区域設定の状況	消防部			
			ク	市有施設の状況	関係各部（各班）		ク		市有施設の状況	関係各部（各班）			
			ケ	応急対策活動の状況等その他	危機管理班		ケ		応急対策活動の状況等その他	危機管理班			
			コ	食料及び生活必需品の供給状況	商工振興班		コ		食料及び生活必需品の供給状況	商工振興班			

頁	現行（令和４年３月修正）（旧）	素 案（新）	関係課	備考																
震 P. 84	４ 被災者情報の集約 （１） 被災者台帳の整備 災害対策基本法に基づき，市は，必要に応じて，被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況，配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し，被災者への総合的かつ効率的な支援を速やかに実施する。	４ 被災者情報の集約 （１） 被災者台帳の整備 災害対策基本法に基づき，市は，必要に応じて， <u>「被災者生活再建支援システム」を活用し</u> ，被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況，配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し，被災者への総合的かつ効率的な支援を速やかに実施する。	危機管理課 （関係各課）																	
震 P. 87	第４ 県・国への報告 （略） ２ 県，国への報告の要領 （略） ○報告先 <table><tr><td rowspan="2">国の 報告先</td><td>勤務時間内 （平日9:30～18:15） 消防庁防災課応急対策室</td><td>N T T回線 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 地域衛星ネットワーク TEL 発信特番-048-500-90-49013 FAX 発信特番-048-500-90-49033</td></tr><tr><td>勤務時間外 消防庁宿直室</td><td>N T T回線 TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 地域衛星ネットワーク TEL 発信特番-048-500-90-49102 FAX 発信特番-048-500-90-49036</td></tr><tr><td>県の 報告先</td><td>県民生活部危機管理課</td><td>N T T回線 TEL 028-623-2136 FAX 028-623-2146 地域衛星ネットワーク TEL 発信特番-500-2136 FAX 発信特番-500-2146</td></tr></table>	国の 報告先	勤務時間内 （平日9:30～18:15） 消防庁防災課応急対策室	N T T回線 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 地域衛星ネットワーク TEL 発信特番-048-500-90-49013 FAX 発信特番-048-500-90-49033	勤務時間外 消防庁宿直室	N T T回線 TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 地域衛星ネットワーク TEL 発信特番-048-500-90-49102 FAX 発信特番-048-500-90-49036	県の 報告先	県民生活部危機管理課	N T T回線 TEL 028-623-2136 FAX 028-623-2146 地域衛星ネットワーク TEL 発信特番-500-2136 FAX 発信特番-500-2146	第４ 県・国への報告 （略） ２ 県，国への報告の要領 （略） ○報告先 <table><tr><td rowspan="2">国の 報告先</td><td>勤務時間内 （平日9:30～18:15） 消防庁防災課応急対策室</td><td>N T T回線 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 地域衛星ネットワーク TEL 発信特番-048-500-90-49013 FAX 発信特番-048-500-90-49033</td></tr><tr><td>勤務時間外 消防庁宿直室</td><td>N T T回線 TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 地域衛星ネットワーク TEL 発信特番-048-500-90-49102 FAX 発信特番-048-500-90-49036</td></tr><tr><td>県の 報告先</td><td><u>県危機管理防災局</u> <u>危機管理課</u></td><td>N T T回線 TEL 028-623-2136 FAX 028-623-2146 地域衛星ネットワーク TEL 発信特番-500-2136 FAX 発信特番-500-2146</td></tr></table>	国の 報告先	勤務時間内 （平日9:30～18:15） 消防庁防災課応急対策室	N T T回線 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 地域衛星ネットワーク TEL 発信特番-048-500-90-49013 FAX 発信特番-048-500-90-49033	勤務時間外 消防庁宿直室	N T T回線 TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 地域衛星ネットワーク TEL 発信特番-048-500-90-49102 FAX 発信特番-048-500-90-49036	県の 報告先	<u>県危機管理防災局</u> <u>危機管理課</u>	N T T回線 TEL 028-623-2136 FAX 028-623-2146 地域衛星ネットワーク TEL 発信特番-500-2136 FAX 発信特番-500-2146	危機管理課	県名称変更
国の 報告先	勤務時間内 （平日9:30～18:15） 消防庁防災課応急対策室		N T T回線 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 地域衛星ネットワーク TEL 発信特番-048-500-90-49013 FAX 発信特番-048-500-90-49033																	
	勤務時間外 消防庁宿直室	N T T回線 TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 地域衛星ネットワーク TEL 発信特番-048-500-90-49102 FAX 発信特番-048-500-90-49036																		
県の 報告先	県民生活部危機管理課	N T T回線 TEL 028-623-2136 FAX 028-623-2146 地域衛星ネットワーク TEL 発信特番-500-2136 FAX 発信特番-500-2146																		
国の 報告先	勤務時間内 （平日9:30～18:15） 消防庁防災課応急対策室	N T T回線 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 地域衛星ネットワーク TEL 発信特番-048-500-90-49013 FAX 発信特番-048-500-90-49033																		
	勤務時間外 消防庁宿直室	N T T回線 TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 地域衛星ネットワーク TEL 発信特番-048-500-90-49102 FAX 発信特番-048-500-90-49036																		
県の 報告先	<u>県危機管理防災局</u> <u>危機管理課</u>	N T T回線 TEL 028-623-2136 FAX 028-623-2146 地域衛星ネットワーク TEL 発信特番-500-2136 FAX 発信特番-500-2146																		
震 P. 88	第４節 応急避難対策の実施 （略） 第１ 避難指示等の発令 （略）	第４節 応急避難対策の実施 （略） 第１ 避難指示等の発令 （略）	危機管理課	避難の流れ 安全な場所 親戚・知人宅																

頁	現行（令和４年３月修正）（旧）	素 案（新）	関係課	備考														
	避難の流れ 災害発生 又は発生 のおそれ 高齢者等避難，避難指示，自主避難 一時避難場所等（学校の校庭等）へ避難 一時避難場所 (2次災害のおそれ) 広域避難場所等 (大規模公園等) へ避難 (安全確認) (なし) 家屋被害 (あり) 帰宅 避難所（学校の校舎・体育館等）へ移動 (家屋の被害大) ・応急仮設住宅・市営住宅等へ移転 ・引き続き避難所で生活 (家屋の被害小) 帰宅	避難の流れ 災害発生 又は発生 のおそれ 高齢者等避難，避難指示，自主避難 広域避難場所 (広い公園や体育館等) 一時避難場所 (学校の校庭等) へ避難 その他安全な場所 (公園，駐車場， 親戚・知人宅等) へ避難 (避難場所以外) 帰宅 被害なし 家屋の安全・被害確認 被害あり 避難所（学校の校舎・体育館）または親戚・知人宅へ移動 家屋の被害大 ・応急仮設住宅・市営住宅等へ移転 ・引き続き避難所で生活 家屋の被害小 帰宅																
震 P. 89	1 避難指示等発令の実施者 高齢者等避難や避難指示の発令は，次に掲げる者が行う。 <table><tr><td rowspan="2">警察官</td><td>(1) 市長が避難の指示をできないとき又は市長から要求があったとき。 (災害対策基本法第61条第1項)。</td><td>災害全般</td><td>避難指示</td></tr><tr><td>(2) 人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危害を受けるおそれがある者に対して、特に急を要するとき。 (警察官職務執行法第4条)。</td><td>災害全般</td><td>警告、 避難の措置</td></tr></table> 2 避難指示等の発令 避難指示等は，「宇都宮市避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき，直近の気象情報や現場からの報告を含め，総合的に判断し，発令する。 また，避難指示等を判断しようとする場合において，必要があると認めるときは，知事や宇都宮地方气象台，防災関係機関等に対し，助言を求めることができる。 助言を求められた関係機関等は，単なる自然現象に関する情報の提供にとどまらず，災害による危険が生ずることが予想される地域や避難指示等を発令すべきタイミングなどについて，技術的に可能な範囲で助言を行う。 なお，避難時の周囲の状況等により，避難のための立退きを行うことがかえって危険を	警察官	(1) 市長が避難の指示をできないとき又は市長から要求があったとき。 (災害対策基本法第61条第1項)。	災害全般	避難指示	(2) 人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危害を受けるおそれがある者に対して、特に急を要するとき。 (警察官職務執行法第4条)。	災害全般	警告、 避難の措置	1 避難指示等発令の実施者 高齢者等避難や避難指示の発令は，次に掲げる者が行う。 <table><tr><td rowspan="2">警察官</td><td>(1) 市長が避難の指示をできないとき又は市長から要求があったとき。 (災害対策基本法第61条第1項)。</td><td>災害全般</td><td>避難指示</td></tr><tr><td>(2) 人の生命甚しくは、身体に危険を及ぼすおそれのある天災などの危険な事態がある場合で、危害を受けるおそれがある者に対して特に急を要するとき。 (警察官職務執行法第4条)。</td><td>災害全般</td><td>警告、 避難の措置</td></tr></table> 2 避難指示等の発令 避難指示等は，「宇都宮市避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき，直近の気象情報や現場からの報告，気象防災アドバイザー等専門家の技術的な助言等を踏まえ，総合的に判断し，発令する。 また，避難指示等を判断しようとする場合において，必要があると認めるときは，知事や宇都宮地方气象台，防災関係機関等に対し，助言を求めることができる。 助言を求められた関係機関等は，単なる自然現象に関する情報の提供にとどまらず，災害による危険が生ずることが予想される地域や避難指示等を発令すべきタイミングなどについて，技術的に可能な範囲で助言を行う。	警察官	(1) 市長が避難の指示をできないとき又は市長から要求があったとき。 (災害対策基本法第61条第1項)。	災害全般	避難指示	(2) 人の生命 甚しくは 、身体に危険を及ぼすおそれのある天災などの 危険な事態 がある場合 で 、危害を受けるおそれがある者に対して特に急を要するとき。 (警察官職務執行法第4条)。	災害全般	警告、 避難の措置	危機管理課	R4 国計画
警察官	(1) 市長が避難の指示をできないとき又は市長から要求があったとき。 (災害対策基本法第61条第1項)。		災害全般	避難指示														
	(2) 人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災など、危険がある場合において、危害を受けるおそれがある者に対して、特に急を要するとき。 (警察官職務執行法第4条)。	災害全般	警告、 避難の措置															
警察官	(1) 市長が避難の指示をできないとき又は市長から要求があったとき。 (災害対策基本法第61条第1項)。	災害全般	避難指示															
	(2) 人の生命 甚しくは 、身体に危険を及ぼすおそれのある天災などの 危険な事態 がある場合 で 、危害を受けるおそれがある者に対して特に急を要するとき。 (警察官職務執行法第4条)。	災害全般	警告、 避難の措置															

頁	現行（令和４年３月修正）（旧）	素 案（新）	関係課	備考
	伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。	なお、避難時の周囲の状況等により、避難のための立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。		
震 P. 90	３ 避難指示等の伝達 （略） （２） 市民への伝達方法 ア 広報車，防災行政無線（同報系：上河内地域），登録制メール，緊急速報メール，市ホームページ・ <u>ツイッター</u> 等の利用	３ 避難指示等の伝達 （略） （２） 市民への伝達方法 ア 広報車， <u>（削除）</u> 登録制メール，緊急速報メール， <u>防災ラジオ</u> ，市ホームページ・ <u>S N S</u> 等の利用	危機管理課 （関係各課）	
震 P. 92	３ 開設状況・混雑状況の周知 避難所を開設したときは、避難者が適切な避難行動をとれるよう、各避難所の開設状況や混雑状況を市民に周知する。	３ 開設状況・混雑状況の周知 避難所を開設したときは、避難者が適切な避難行動をとれるよう、「 <u>宇都宮市避難所開設状況管理システム</u> 」等により、各避難所の開設状況や混雑状況を市民に周知する。	危機管理課	
震 P. 94	第５ 避難所の管理運営 保健福祉部（生活班，保険年金班），市民まちづくり部（各地区市民センター，みんなでまちづくり班，男女共同参画班， <u>国際交流プラザ班</u> ），子ども（ <u>子ども未来班</u> ），教育部ほか関係各部（関係各班）	第５ 避難所の管理運営 保健福祉部（生活班，保険年金班），市民まちづくり部（各地区市民センター，みんなでまちづくり班，男女共同参画班， <u>多文化共生推進班</u> ），子ども（ <u>子ども政策班</u> ），教育部ほか関係各部（関係各班）	多文化共生推進課 子ども政策課	
震 P. 96	第５ 避難所の管理運営 （略） ３ 避難所運営の留意事項 （１） ライフラインの確保 （略） ③ 通信 ア 災害時には、発信制限や輻輳などがあることから、各避難所に特設公衆電話を設置する。 イ 通常の通信網が使用できない場合、本部と避難所との通信を確保するため、全ての避難所に配備している <u>M C A無線</u> を活用する。 （略） （３） 物資の適正管理 ① 配給物資の管理は、市職員が行い、避難者に対し公平に配給するとともに、在庫の管理も行う。 <u>（新設）</u> 特に、配給された弁当や生もの等については、賞味（消費）期限の把握や衛生的な管理等を徹底する。 （略） （５） トイレの清潔保持 （略） （新設）	第５ 避難所の管理運営 （略） ３ 避難所運営の留意事項 （１） ライフラインの確保 （略） ③ 通信 ア 災害時には、発信制限や輻輳などがあることから、各避難所に特設公衆電話を設置する。 イ 通常の通信網が使用できない場合、本部と避難所との通信を確保するため、全ての避難所に配備している <u>災害対応用スマートフォン</u> を活用する。 （略） （３） 物資の適正管理 ① 配給物資の管理は、市職員が行い、避難者に対し公平に配給するとともに、在庫の管理も行う <u>ほか、災害時応援協定等を活用し、栄養バランスの取れた適温の食事の確保に努める。</u> 特に、配給された弁当や生もの等については、賞味（消費）期限の把握や衛生的な管理等を徹底する。 （略） （５） トイレの清潔保持 （略） <u>③ 必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易ト</u>	危機管理課 （関係各課）	R6 国計画

頁	現行（令和４年３月修正）（旧）	素 案（新）	関係課	備考
	③ 仮設トイレを設置する場合、可能な限り男女別に設置場所を離すとともに、建物の死角や暗い場所を避けるなど、環境への配慮や防犯対策に留意する。 (6) 避難所での健康・衛生管理 (新設) ① 避難所生活を送る上では、可能な限り身体を動かすことが重要であるため、避難者へ避難所運営への積極的な参加を促す等、健康維持に留意する。 ② 健康（精神面も含む）に不安を感じる避難者については、市が派遣した保健師等の専門職員へ相談できるよう留意する。 ③ 入浴について、市は自衛隊の災害派遣部隊に支援を求めるほか、避難者に対し公衆浴場の営業状況について情報提供を行う。 ④ 洗濯を行う場所（洗濯機）については、避難所施設で排水が可能な場所に設置する。 ⑤ 感染症流行時においては、「宇都宮市避難所開設・運営ガイドライン感染症対策編」に従い、避難所内における感染拡大に留意しながら運営する。	<u>イレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に努める。</u> ④ 仮設トイレを設置する場合、可能な限り男女別に設置場所を離すとともに、建物の死角や暗い場所を避けるなど、環境への配慮や防犯対策に留意する。 (6) 避難所での健康・衛生管理 ① <u>避難所における生活環境を常に良好なものにするため、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。</u> ② 避難所生活を送る上では、可能な限り身体を動かすことが重要であるため、避難者へ避難所運営への積極的な参加を促す等、健康維持に留意する。 ③ 健康（精神面も含む）に不安を感じる避難者については、市が派遣した保健師等の専門職員へ相談できるよう留意する。 ④ 入浴について、市は自衛隊の災害派遣部隊に支援を求めるほか、避難者に対し公衆浴場の営業状況について情報提供を行う。 ⑤ 洗濯を行う場所（洗濯機）については、避難所施設で排水が可能な場所に設置する。 ⑥ 感染症流行時においては、「宇都宮市避難所開設・運営ガイドライン感染症対策編」に従い、避難所内における感染拡大に留意しながら運営する。		
震 P. 99	第６ 避難所以外への避難者に対する支援 保健福祉部（生活班，保険年金班）， 市民まちづくり部（各地区市民センター，みんなでまちづくり班， 男女共同参画班，<u>国際交流プラザ班</u>）， 子ども部（<u>子ども未来班</u>），教育部， 総合政策部（広報広聴班） 在宅避難者や車中泊避難者など避難所以外への避難者に対して，最寄りの避難所において物資の配給や情報の提供など必要な支援を行う。 <u>また，避難所以外への避難者が各避難所において必要な支援を受けられるよう，市ホームページや広報車，テレビ，ラジオ等により周知を行う。</u> (新設)	第６ 避難所以外への避難者に対する支援 保健福祉部（<u>保健福祉総務班</u>，生活班，保険年金班）， 市民まちづくり部（各地区市民センター，みんなでまちづくり班， 男女共同参画班，<u>多文化共生推進班</u>）， 子ども部（<u>子ども政策班</u>），教育部， 総合政策部（広報広聴班） 在宅避難者や車中泊避難者など避難所以外への避難者に対して，<u>「宇都宮市避難所開設・運営ガイドライン」に基づき</u>，最寄りの避難所において物資の配給や情報の提供など必要な支援を行う<u>とともに</u>，避難所以外への避難者が必要な支援を受けられるよう，市ホームページや<u>S N S</u>，広報車，テレビ，ラジオ等により周知を行う。 <u>また，保健師，福祉関係者，N P O等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに，状況把握が必要な対象者や優先順位付け，個人情報の利用目的や共有範囲について，あらかじめ，検討するよう努める。</u>	保健福祉総務課 生活福祉第１・２課 保険年金課 みんなでまちづくり課 各地区市民センター 男女共同参画課 多文化共生推進課	R6 国計画
震 P. 100	第８ 県外からの避難者対策 保健福祉部（生活班，保険年金班）， 市民まちづくり部（各地区市民センター，みんなでまちづくり班， 男女共同参画班，<u>国際交流プラザ班</u>）， 子ども部（<u>子ども未来班</u>），教育部	第８ 県外からの避難者対策 保健福祉部（生活班，保険年金班）， 市民まちづくり部（各地区市民センター，みんなでまちづくり班， 男女共同参画班，<u>多文化共生班</u>）， 子ども部（<u>子ども政策班</u>），教育部		
震 P. 103	第１０ 避難所の閉鎖 保健福祉部（生活班，保険年金班）， 市民まちづくり部（各地区市民センター，みんなでまちづくり班， 男女共同参画班，<u>国際交流プラザ班</u>），	第１０ 避難所の閉鎖 保健福祉部（生活班，保険年金班）， 市民まちづくり部（各地区市民センター，みんなでまちづくり班， 男女共同参画班，<u>多文化共生班</u>），		

頁	現行（令和４年３月修正）（旧）	素 案（新）	関係課	備考								
	子ども部（ <u>子ども未来班</u> ），教育部	子ども部（ <u>子ども政策班</u> ），教育部										
震 P. 106	第６節 応援の要請 （略） 第１ 地方公共団体等との相互応援 行政経営部（危機管理班） （略） ２ 県及び協定締結都市に対する応援要請 大規模な災害が発生した場合、災害の規模、初動期の状況等に基づき、現有の人員及び備蓄資機材では災害応急復旧対策や業務継続計画に基づく優先度の高い通常業務の実施が困難であると判断したときは、関係法令、相互応援に関する協定等に基づき、速やかに県及び協定都市に応援を要請する。 <u>（新設）</u>	第６節 応援の要請 （略） 第１ 地方公共団体等との相互応援 行政経営部（危機管理班， <u>人事班</u> ） （略） ２ 県及び協定締結都市に対する応援要請 大規模な災害が発生した場合、災害の規模、初動期の状況等に基づき、現有の人員及び備蓄資機材では災害応急復旧対策や業務継続計画に基づく優先度の高い通常業務の実施が困難であると判断したときは、関係法令、相互応援に関する協定等に基づき、速やかに県及び協定都市に応援を要請する。 <u>その際、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。</u>	危機管理課 人事課	R6 国計画								
震 P. 108	第２ 自衛隊への応援要請 １ 要請の手続き （略） （３） 直接通知 特に緊急を要し、かつ知事に対して依頼を行うことができないときは、速やかにその旨及び災害の状況等を <u>陸上自衛隊第１２特科隊</u> に通知する。この場合、事後速やかに知事（ <u>県民生活部危機管理課</u> ）にその旨を通知する。 <table><tr><td>陸上自衛隊 第１２特科隊本部第３科</td><td>TEL 653-1551 （内線235～239） 時間外（内線209，280） 県防災行政ネットワーク 特番-702 - 02～05 宇都宮市茂原1-5-45</td></tr><tr><td>栃木県県民生活部危機管理課</td><td>TEL 623-2136 県防災行政ネットワーク 特番-500-2136 宇都宮市塙田1-1-20</td></tr></table>	陸上自衛隊 第１２特科隊本部第３科	TEL 653-1551 （内線235～239） 時間外（内線209，280） 県防災行政ネットワーク 特番-702 - 02～05 宇都宮市茂原1-5-45	栃木県県民生活部危機管理課	TEL 623-2136 県防災行政ネットワーク 特番-500-2136 宇都宮市塙田1-1-20	第２ 自衛隊への応援要請 １ 要請の手続き （略） （３） 直接通知 特に緊急を要し、かつ知事に対して依頼を行うことができないときは、速やかにその旨及び災害の状況等を <u>陸上自衛隊東部方面特科連隊第２大隊</u> に通知する。この場合、事後速やかに知事（ <u>県危機管理防災局危機管理課</u> ）にその旨を通知する。 <table><tr><td>陸上自衛隊 東部方面特科連隊第２大隊</td><td>TEL 653-1551 （内線 235～239） 時間外（内線 209，280） 県防災行政ネットワーク 特番-702 - 02～05 宇都宮市茂原 1-5-45</td></tr><tr><td>栃木県危機管理防災局危機管理課</td><td>TEL 623-2136 県防災行政ネットワーク 特番-500-2136 宇都宮市塙田 1-1-20</td></tr></table>	陸上自衛隊 東部方面特科連隊第２大隊	TEL 653-1551 （内線 235～239） 時間外（内線 209，280） 県防災行政ネットワーク 特番-702 - 02～05 宇都宮市茂原 1-5-45	栃木県危機管理防災局危機管理課	TEL 623-2136 県防災行政ネットワーク 特番-500-2136 宇都宮市塙田 1-1-20	危機管理課	連絡先の確認 （修正）
陸上自衛隊 第１２特科隊本部第３科	TEL 653-1551 （内線235～239） 時間外（内線209，280） 県防災行政ネットワーク 特番-702 - 02～05 宇都宮市茂原1-5-45											
栃木県県民生活部危機管理課	TEL 623-2136 県防災行政ネットワーク 特番-500-2136 宇都宮市塙田1-1-20											
陸上自衛隊 東部方面特科連隊第２大隊	TEL 653-1551 （内線 235～239） 時間外（内線 209，280） 県防災行政ネットワーク 特番-702 - 02～05 宇都宮市茂原 1-5-45											
栃木県危機管理防災局危機管理課	TEL 623-2136 県防災行政ネットワーク 特番-500-2136 宇都宮市塙田 1-1-20											
震 P. 110	５ 災害派遣部隊の撤収要請 災害派遣部隊の撤収にあたっては、民心の安定、民生の復興に支障がないよう留意し、事前に県及び <u>陸上自衛隊第１２特科隊長</u> と協議を行い、知事を通じて自衛隊に対する災害派遣部隊の撤収を要請する。	５ 災害派遣部隊の撤収要請 災害派遣部隊の撤収にあたっては、民心の安定、民生の復興に支障がないよう留意し、事前に県及び <u>陸上自衛隊東部方面特科連隊第２大隊長</u> と協議を行い、知事を通じて自衛隊に対する災害派遣部隊の撤収を要請する。	危機管理課									

頁	現行（令和４年３月修正）（旧）	素 案（新）	関係課	備考
震 P. 122	第８節 広報広聴の実施 （略） 第３ 広報方法 総合政策部（広報広聴班， <u>経営管理班</u> ），関係部局（関係各班） １ 緊急広報 災害発生初期の緊急を要する広報は，次の方法に基づき伝達する。 （１） 携帯・インターネット等を利用した広報 国等から提供される緊急地震速報等の災害情報について，緊急速報メール，登録制メール配信，テレビのデータ放送，インターネット（災害時専用ホームページ等），ＳＮＳ（ <u>ツイッター</u> ）等，複数の伝達手段を活用し情報を提供する。	第８節 広報広聴の実施 （略） 第３ 広報方法 総合政策部（広報広聴班， <u>デジタル政策班</u> ），関係部局（関係各班） １ 緊急広報 災害発生初期の緊急を要する広報は，次の方法に基づき伝達する。 （１） 携帯・インターネット等を利用した広報 国等から提供される緊急地震速報等の災害情報について，緊急速報メール，登録制メール配信，テレビのデータ放送，インターネット（災害時専用ホームページ等），ＳＮＳ（ <u>削除</u> ）等，複数の伝達手段を活用し情報を提供する。	広報広聴課	
震 P. 128	第９節 緊急輸送活動の実施 （略） 第２ 緊急輸送車両の確保 （略） ２ 緊急通行車両の確認 大規模な災害の発生等により，一般車両に対する交通規制が実施された場合，緊急輸送に活用する車両は次により緊急通行車両の確認を受ける。 <u>（１） 事前届出済の車両</u> 緊急通行車両の事前届出制度により届出済証の交付を受けている車両については，他に優先して確認を行う。この場合は，確認のために必要な審査は，省略される。 <u>上記の車両は，県危機管理課，警察本部，警察署，交通検問所において，届出済証による確認が行われ，緊急通行車両確認証明書及び標章が交付される。</u>	第９節 緊急輸送活動の実施 （略） 第２ 緊急輸送車両の確保 （略） ２ 緊急通行車両の確認 大規模な災害の発生等により，一般車両に対する交通規制が実施された場合，緊急輸送に活用する車両は次により緊急通行車両の確認を受ける。 <u>（１） 標章等の掲示</u> <u>「緊急通行車両標章交付のための事前届出制度」により事前に交付された標章は，運転者席の反対側（助手席）の内側ウインドウガラス上部の前面から見やすい箇所に貼付し，証明書は，当該車両に備えつける。</u>	管財課	「緊急通行車両標章交付のための事前届出制度」施行（R5.9.1） R6 国計画
震 P. 132	第１０節 障害物の除去 第２ 住宅関係障害物の除去 環境部（ごみ減量班， <u>廃棄物対策班</u> ，廃棄物施設班）， 建設部（道路保全班，道路建設班）	第１０節 障害物の除去 第２ 住宅関係障害物の除去 環境部（ごみ減量班， <u>廃棄物政策班</u> ，廃棄物施設班）， 建設部（道路保全班，道路建設班）	廃棄物政策課	
震 P. 137 ～138	第１２節 食料・生活必需品の供給 第１ 食料の供給 （略） ２ 食料の緊急調達 （略） （２） 民間事業者からの調達 ア 発災後に必要な緊急食料は，民間事業者との協定に基づき流通事業者に協力を要請し，調達する。 [資料震予５－４ 民間事業者等との災害時協力協定の締結状況] イ 炊出し等に要する米穀は，市内の米穀販売事業者等から調達する。 ウ <u>パン類は，市内の製パン事業者等から調達する。</u> エ 副食，調味料等は，必要に応じ市内の販売事業者等から調達する。	第１２節 食料・生活必需品の供給 第１ 食料の供給 （略） ２ 食料の緊急調達 （略） （２） 民間事業者からの調達 ア 発災後に必要な緊急食料は，民間事業者との協定に基づき流通事業者に協力を要請し，調達する。 [資料震予５－４ 民間事業者等との災害時協力協定の締結状況] イ 炊出し等に要する米穀は，市内の米穀販売事業者等から調達する。 ウ <u>パン類（学校給食関連食材等を含む）については，県と事業者の協定に基づき調達する。</u> エ 副食，調味料等は，必要に応じ市内の販売事業者等から調達する。	学校健康課	

頁	現行（令和４年３月修正）（旧）	素 案（新）	関係課	備考
	(3) 主要食料（災害救助用米穀等）の調達（略） また、災害救助法が適用された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年５月29日 21総食第113号 総合食料局長通知）」及び「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて（平成29年４月27日 2関生第201号）」に基づき、県を通じ又は直接に、農林水産省農産局に災害救助用米穀の供給を要請する。	(3) 主要食料（災害救助用米穀等）の調達（略） また、災害救助法が適用された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年５月29日 21総食第113号 総合食料局長通知）」及び「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて（<u>令和6年４月24日 6関生第178号</u>）」に基づき、県を通じ又は直接に、農林水産省農産局に災害救助用米穀の供給を要請する。		
震 P. 140	第３ 食料・生活必需品等の受入及び配分等 市民まちづくり部（市民班）、保健福祉部（生活班）、経済部（商工振興班）、理財部（管財班）、教育部（教育企画班、学校管理班、学校健康班、生涯学習班、<u>スポーツ振興班</u>）	第３ 食料・生活必需品等の受入及び配分等 市民まちづくり部（市民班）、保健福祉部（生活班）、経済部（商工振興班）、理財部（管財班）、教育部（教育企画班、学校管理班、学校健康班、生涯学習班）、<u>魅力創造部（スポーツ都市推進班）</u>	スポーツ都市推進課	
震 P. 148	第１４節 要配慮者対策の実施 第１ 要配慮者の安否確認・福祉ニーズ等の把握 １ 在宅要配慮者 （略） (3) 相談窓口の設置 避難所等に相談窓口を開設し、要配慮者や避難所周辺住民に対する総合的な保健福祉に関する相談業務を行う。 また、保健師やケースワーカー等の保健福祉専門職員による巡回相談チームを編成し、要配慮者、ニーズの把握に努めるとともに、必要な健康相談や保健指導を行う。（新設）	第１４節 要配慮者対策の実施 第１ 要配慮者の安否確認・福祉ニーズ等の把握 １ 在宅要配慮者 （略） (3) 相談窓口の設置 避難所等に相談窓口を開設し、要配慮者や避難所周辺住民に対する総合的な保健福祉に関する相談業務を行う。 また、保健師やケースワーカー等の保健福祉専門職員による巡回相談チームを編成し、要配慮者、ニーズの把握に努めるとともに、必要な健康相談や保健指導を行う。 <u>保健師が避難住民の健康状態の把握、健康相談、保健指導を行うにあたっては、宇都宮市災害時保健活動マニュアルに基づき行うこととする。</u>	保健福祉総務課	
震 P. 150	第１５節 災害ボランティアの活動への支援 災害時には、被災地内外のボランティアから救援活動等の申し出が予想され、こうしたボランティアの協力は、被災地の救援等を図るうえで大きな力となる。円滑かつ効果的なボランティア活動が行えるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、災害ボランティアセンターを設置し、その活動拠点の提供等環境整備に努め、ボランティア活動を積極的に支援する。	第１５節 災害ボランティアの活動への支援 災害時には、被災地内外のボランティアから救援活動等の申し出が予想され、こうしたボランティアの協力は、被災地の救援等を図るうえで大きな力となる。円滑かつ効果的なボランティア活動が行えるように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、災害ボランティアセンターを設置し、その活動拠点の提供等環境整備に努め、ボランティア活動を積極的に支援する。<u>また、災害ボランティアセンターの設置予定場所について、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。</u>	保健福祉総務課 危機管理課	R5 国計画
震 P. 154	第１６節 防疫・保健衛生活動の実施 （略） 第２ 保健衛生活動 （略） ２ 被災者等の健康管理対策 避難生活が長期化した場合には、不安と環境の変化によって被災者が健康を害することが予想される。このため、防疫班は、次の事項の実施に努める。 (1) 巡回指導（被災状況により必要と認めた場合） 保健師、看護師及び栄養士は避難所又は応急仮設住宅を巡回し、被災者の健康相談と栄養指導を実施するとともに、臨時給食施設の衛生管理及び栄養管理について指	第１６節 防疫・保健衛生活動の実施 （略） 第２ 保健衛生活動 （略） ２ 被災者等の健康管理対策 避難生活が長期化した場合には、不安と環境の変化によって被災者が健康を害することが予想される。このため、防疫班は、次の事項の実施に努める。 (1) 巡回指導（被災状況により必要と認めた場合） 保健師、看護師及び栄養士は避難所又は応急仮設住宅を巡回し、被災者の健康相談と栄養指導を実施するとともに、臨時給食施設の衛生管理及び栄養管理について指導	保健福祉総務課 健康増進課 保健予防課	

頁	現行（令和４年３月修正）（旧）	素案（新）	関係課	備考						
	導を行うほか、栄養士は被災した特定給食施設の状況を把握し、給食の平常化を支援する。 (新設)	を行うほか、栄養士は被災した特定給食施設の状況を把握し、給食の平常化を支援する。 <u>保健師が被災者の健康相談等を行うにあたっては、宇都宮市災害時保健活動マニュアルに基づき行うこととする（以下同じ）。</u>								
震 P. 156 ～P. 158	第１７節 廃棄物処理の実施 第１ 廃棄物処理の実施体制 環境部（ごみ減量班， <u>廃棄物対策班</u> ，廃棄物施設班） 第２ 日常ごみの処理 環境部（ごみ減量班， <u>廃棄物対策班</u> ，廃棄物施設班） 第３ 災害廃棄物の処理 環境部（ごみ減量班， <u>廃棄物対策班</u> ，廃棄物施設班） 第４ し尿の処理 環境部（ごみ減量班， <u>廃棄物対策班</u> ，廃棄物施設班） 上下水道部（下水道施設班），建設部（建築保全班，建築班） ３ 仮設トイレの設置 (2) 仮設トイレの設置基準 <u>過去のデータから，おおむね次の基準を目安として設置する。</u> <table><tr><td>設置箇所数・台数</td><td>必要とする住民当たりの必要数</td></tr><tr><td>仮設トイレの設置箇所数</td><td>１箇所／２００世帯</td></tr><tr><td>仮設トイレの設置台数</td><td>１．２台／１００人</td></tr></table> 第５ 死亡獣畜の処理 環境部（ごみ減量班， <u>廃棄物対策班</u> ，廃棄物施設班），経済部（農林生産流通班）	設置箇所数・台数	必要とする住民当たりの必要数	仮設トイレの設置箇所数	１箇所／２００世帯	仮設トイレの設置台数	１．２台／１００人	第１７節 廃棄物処理の実施 第１ 廃棄物処理の実施体制 環境部（ごみ減量班， <u>廃棄物政策班</u> ，廃棄物施設班） 第２ 日常ごみの処理 環境部（ごみ減量班， <u>廃棄物政策班</u> ，廃棄物施設班） 第３ 災害廃棄物の処理 環境部（ごみ減量班， <u>廃棄物政策班</u> ，廃棄物施設班） 第４ し尿の処理 環境部（ごみ減量班， <u>廃棄物政策班</u> ，廃棄物施設班） 上下水道部（下水道施設班），建設部（建築保全班，建築班） ３ 仮設トイレの設置 <u>(削除)</u> 第５ 死亡獣畜の処理 環境部（ごみ減量班， <u>廃棄物政策班</u> ，廃棄物施設班），経済部（農林生産流通班）	廃棄物政策課 ごみ減量課 廃棄物政策課 廃棄物施設課 下水道施設課 建築保全課 建築課	
設置箇所数・台数	必要とする住民当たりの必要数									
仮設トイレの設置箇所数	１箇所／２００世帯									
仮設トイレの設置台数	１．２台／１００人									
震 P. 163	第１９節 災害警備の実施 第１ __警備体制の確立 １ __警備本部の設置 大地震が発生した場合，警察署は，警察署長を__警備本部長とする警察署__警備本部を設置し，指揮体制を確立するとともに，市災害対策本部との連絡体制を確保し協力・連携体制を強化する。 ２ 警備部隊の編成 警察署は，所定の計画に基づき <u>警備</u> 部隊を編成し，情報の収集，被害状況の実態把握，避難誘導，救出救助及び交通規制等の応急活動を実施する。 第２ 警備活動 (1) 情報の収集 (2) 被害実態の把握 (3) 被災地域居住者の避難場所への避難誘導 (4) 危険にさらされている者及び負傷者の救出救助	第１９節 災害警備の実施 第１ <u>災害</u>警備体制の確立 １ <u>災害</u>警備本部の設置 大地震が発生した場合，警察署は，警察署長を <u>災害</u> 警備本部長とする警察署 <u>災害</u> 警備本部を設置し，指揮体制を確立するとともに，市災害対策本部との連絡体制を確保し協力・連携体制を強化する。 ２ 警備部隊の編成 警察署は，所定の計画に基づき <u>各</u> 部隊を編成し，情報の収集，被害状況の実態把握，避難誘導，救出救助及び交通規制等の応急活動を実施する。 第２ <u>災害</u>警察活動 (1) <u>被災情報の収集及び被害状況の実態把握</u> (2) <u>被災地域居住者の避難誘導</u> (3) <u>要救助者の発見及び救出救助</u> (4) <u>災害発生時，又は発生のおそれがある場合の必要な交通規制及び緊急交通路の確保</u>	危機管理課							

頁	現行（令和４年３月修正）（旧）	素 案（新）	関係課	備考
	<u>(5) 交通の混乱防止のための交通規制並びに避難誘導路及び緊急交通路の確保</u> <u>(6) 行方不明者の捜索及び死体の見分</u> <u>(7) 被災地及び避難場所の警戒</u> <u>(8) 各種犯罪の予防検挙</u> <u>(9) 食料倉庫及び救助物資集積場所等の警戒</u> <u>(10) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力</u> <u>(11) その他災害警備に必要な警察活動</u>	<u>(5) 行方不明者の捜索及び遺体の見分</u> <u>(6) 被災地及び避難場所の警戒</u> <u>(7) 各種犯罪の予防と取締</u> <u>(8) その他災害警備に必要な警察活動</u>		
震 P. 168	第２０節 文教対策の実施 （略） 第５ その他文教施設対策 <u>教育部</u> （１） 施設管理者は、地震発生直後の火災の防止、利用者の避難誘導等に努め、利用者の安全確保を図る。 （２） 施設管理者は、利用者の被災状況・施設の被害状況等について <u>教育委員会</u> に報告し、必要な指示を受ける。 （３） <u>教育委員会</u> は、災害の状況により臨時休館等の適切な措置を講ずる。	第２０節 文教対策の実施 （略） 第５ その他文教施設対策 教育部， <u>魅力創造部</u> （１） 施設管理者は、地震発生直後の火災の防止、利用者の避難誘導等に努め、利用者の安全確保を図る。 （２） 施設管理者は、利用者の被災状況・施設の被害状況等について教育委員会 <u>または魅力創造部</u> に報告し、必要な指示を受ける。 （３） 教育委員会 <u>または魅力創造部</u> は、災害の状況により臨時休館等の適切な措置を講ずる。	生涯学習課 文化都市推進課	機構改革による修正
震 P. 168	第６ 文化財の保護 <u>教育部</u> 文化財の所有者又は管理者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害が発生した場合、次により適切な対応を実施する。 １ 災害発生時の措置（通報） 災害により文化財に被害が生じた場合は、文化財の所有者又は管理者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、直ちにその被害状況を <u>教育委員会</u> へ通報する。また、 <u>教育委員会</u> は、早急に <u>県教育委員会</u> に報告する。	第６ 文化財の保護 <u>魅力創造部（文化都市推進課班）</u> 文化財の所有者又は管理者（防火管理者を置くところは防火管理者）は、災害が発生した場合、次により適切な対応を実施する。 １ 災害発生時の措置（通報） 災害により文化財に被害が生じた場合は、文化財の所有者又は管理者（防火管理者を置くところは防火管理者）を通報責任者として、直ちにその被害状況を <u>魅力創造部（文化都市推進課班）</u> へ通報する。また、 <u>文化都市推進課</u> は、早急に <u>県文化振興課</u> に報告する。	文化都市推進課	機構改革による修正
震 P. 179	第２３節 ライフライン等の応急復旧対策の実施 都市生活の基盤をなす水道、下水道、電力、ガス、電話、鉄道、バス等のライフライン施設等の被害は、都市機能を麻痺させ、市民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。このため、市及び各事業者は相互に連携を図り、応急復旧や二次災害の防止活動に努める。 <u>（新設）</u>	第２３節 ライフライン等の応急復旧対策の実施 都市生活の基盤をなす水道、下水道、電力、ガス、電話、鉄道、バス等のライフライン施設等の被害は、都市機能を麻痺させ、市民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。このため、市及び各事業者は相互に連携を図り、応急復旧や二次災害の防止活動に努める。 <u>また、道路管理者及びインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化に努める。</u>	企業総務課 水道管理課 下水道管理課 道路管理課 道路保全課	R6 国計画
震 P. 180	第２ 下水道施設 上下水道部（総務班，下水道施設班， <u>生活排水班</u> ）	第２ 下水道施設 上下水道部（総務班，下水道施設班， 生活排水班 ）	企業総務課	
震 P. 182	第５ 電話施設 ２ 広 報 電話施設の被害状況，仮設電話の設置場所，復旧状況，復旧見通し等について，テレビ，ラジオ，新聞等の報道機関の協力を得て， <u>周知するほか</u> ，広報車等により直接当該地域へ広報を行い，市民の不安解消に努める。	第５ 電話施設 ２ 広 報 電話施設の被害状況 <u>やその原因，通信手段の状況</u> ，仮設電話の設置場所，復旧状況，復旧見通し等について，テレビ，ラジオ，新聞等の報道機関の協力を得て， <u>速やかに関係機関及び市民に対してわかりやすい情報提供（ホームページのトップページへの掲載，地図による障害エリアの表示等）するとともに</u> ，広報車等により直接当該地域へ広報を行い，市民の不	（危機管理課）	R5 国計画

頁	現行（令和４年３月修正）（旧）	素 案（新）	関係課	備考
		安解消に努める。		
震 P. 182	第６ 交通施設（鉄道，バス） 東日本旅客鉄道(株)，東武鉄道(株)，関東自動車(株)，ジェイアールバス関東(株) 鉄道及び（新設）バス事業者は，災害時の市民生活等における鉄道（新設）及びバス事業の果たす役割を認識し，災害時における旅客の安全を期すとともに，運転の早期再開に努める。 １ 市の協力（新設） 災害のために輸送施設・道路等に被害の発生のおそれがあり，又は発生した場合において，輸送施設・道路等の防護措置又は応急措置を講ずる必要があるときは，市は，鉄道及びバス事業者へ通知し，運転の早期再開措置に協力する。 （新設） ２ 広 報 鉄道や（新設）バス路線の不通区間，運転再開状況等について，テレビ，ラジオ，新聞等の報道機関の協力を得て，市民に周知し，市民の不安解消に努める。	第６ 交通施設（鉄道，<u>L R T</u>，バス） 東日本旅客鉄道(株)，東武鉄道(株)，<u>宇都宮ライトレール（株）</u>，関東自動車(株)，ジェイアールバス関東(株) 鉄道，<u>軌道及び</u>バス事業者は，災害時の市民生活等における鉄道，<u>軌道及び</u>バス事業の果たす役割を認識し，災害時における旅客の安全を期すとともに，運転の早期再開に努める。 １ 市の協力・対応 災害のために輸送施設・道路等に被害の発生のおそれがあり，又は発生した場合において，輸送施設・道路等の防護措置又は応急措置を講ずる必要があるときは，市は，鉄道及びバス事業者へ通知し，運転の早期再開措置に協力する。 <u>また，L R Tについては，軌道整備事業者である市と芳賀町が，軌道運送事業者である宇都宮ライトレール（株）と連携し，運転の早期再開に努める。</u> ２ 広 報 鉄道や<u>軌道</u>，バス路線の不通区間，運転再開状況等について，テレビ，ラジオ，新聞等の報道機関の協力を得て，市民に周知し，市民の不安解消に努める。	L R T管理課 L R T整備課 （危機管理課）	
震災対策編 第３章 災害復旧・復興計画				
震 P. 193	第１節 公共施設等の災害復旧・復興 （略） 第２ 災害復旧事業計画の策定 （略） ２ 災害復旧事業の種類 （略） （9） <u>社会福祉施設及び児童福祉施設災害復旧事業計画</u> （新設） <u>（10）</u> 公共医療施設，病院等災害復旧事業計画 <u>（11）</u> 学校教育施設災害復旧事業計画 <u>（12）</u> 社会教育施設災害復旧事業計画 <u>（13）</u> 中小企業の振興に関する事業計画 <u>（14）</u> その他の災害復旧事業計画	第１節 公共施設等の災害復旧・復興 （略） 第２ 災害復旧事業計画の策定 （略） ２ 災害復旧事業の種類 （略） （9） 社会福祉施設<u>等災害復旧事業計画</u> <u>（10） 児童福祉施設等災害復旧事業計画</u> <u>（11）</u> 公共医療施設，病院等災害復旧事業計画 <u>（12）</u> 学校教育施設災害復旧事業計画 <u>（13）</u> 社会教育施設災害復旧事業計画 <u>（14）</u> 中小企業の振興に関する事業計画 <u>（15）</u> その他の災害復旧事業計画	危機管理課 （関係各課）	
震 P. 200	第４節 民生安定化のための緊急措置 大災害が発生した場合には，住居や家財等をそう失するなど，多くの市民が被害を受け，心の動揺や生活の混乱をきたす。このため，市及び関係機関は相互に協力し，市民の生活の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講ずる。 （略） 第２ り災証明書の発行 り災証明は，災害救助法による各種の施策や市税等の減免を実施するにあたって必要と	第４節 民生安定化のための緊急措置 大災害が発生した場合には，住居や家財等をそう失するなど，多くの市民が被害を受け，心の動揺や生活の混乱をきたす。このため，<u>市は，災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握したうえで，関係者が連携して，被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに，</u>関係機関と相互に協力し，市民の生活の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講ずる。 第２ り災証明書等の発行 り災証明は，災害救助法による各種の施策や市税等の減免を実施するにあたって必要とさ	危機管理課 広報広聴課 保健福祉総務課 資産税課 市民課 生活安心課 消防局総務課	R5 国計画

頁	現行（令和４年３月修正）（旧）	素 案（新）	関係課	備考
	される家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に市長及び消防署長が確認できる程度の被害について証明するものとする。 （略） ２ り災証明書の発行手続き等 （１） 被害調査の実施 理財部調査班及び消防部消防班は、り災証明書の発行に先立ち、必要な被害状況の調査を行う。この場合、専門的な調査を必要とするとき等においては、関係各部又は関係団体等の協力を得て行うものとする。 なお、り災証明書発行のための調査の実施にあたっては、その他の被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査などの各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間保険損害調査との違い等について被災者に説明する。 （２） り災台帳の作成 上記の被害調査の結果を基に、り災台帳を作成する。 （３） り災証明書の発行事務 市民まちづくり部市民班及び消防部消防班（火災に限定）は、被災者の「り災証明書」発行申請により、上記り災台帳で確認し、発行するものとする。 （新設） ３ その他 り災証明書の証明手数料は、無料とする。 なお、り災証明書の様式は、[資料震復４－１ り災証明書（願）]に示すとおりとする。	れる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に市長及び消防署長が確認できる程度の被害について証明するものとする。<u>また、被害を受けた住家（持家や借家等）の居住者には、り災証明書を交付し、被害を受けた住家以外の建物（貸家や事務所）の所有者には、被災証明書を交付する。</u> （略） <u>２ 家屋の損壊等に関するり災証明書等の発行手続き等</u> （１） 被害調査の実施 理財部調査班は、り災証明書<u>及び被災証明書</u>の発行に先立ち、<u>必要に応じて「建物被害認定調査モバイルシステム」を活用し</u>、必要な被害状況の調査を行う。この場合、専門的な調査を必要とするとき等においては、関係各部又は関係団体等の協力を得て行うものとする。 なお、り災証明書<u>等</u>発行のための調査の実施にあたっては、その他の被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査などの各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間保険損害調査との違い等について被災者に説明する。 （２） <u>調査結果の登録</u> 上記の被害調査は<u>「被災者生活再建支援システム」に登録</u>する。 （３） り災証明書<u>等</u>の発行事務 市民まちづくり部市民班（<u>削除</u>）は、被災者の「り災証明書（<u>被災証明書</u>）」発行申請により、<u>「被災者生活支援システムによるり災証明書等交付手順書」に基づき</u>発行するものとする。 <u>３ 家屋の火災に関するり災証明書の発行手続き等</u> （１） <u>被害調査の実施</u> <u>消防部消防班は、り災証明書の発行に先立ち、必要な被害状況の調査を行う。この場合、専門的な調査を必要とするとき等においては、関係各部又は関係団体等の協力を得て行うものとする。</u> （２） <u>り災台帳の作成</u> <u>上記の被害調査の結果を基に、り災台帳を作成する。</u> （３） <u>り災証明書の発行事務</u> <u>消防部消防班は、被災者の「り災証明書」発行申請により、上記り災台帳で確認し、発行するものとする。</u> <u>４ その他</u> り災証明書<u>及び被災証明書</u>の証明手数料は、無料とする。 なお、り災証明書<u>及び被災証明書の申請</u>様式は、[資料震復４－１ り災証明書<u>交付申請書</u>、<u>被災証明書交付申請書</u>]に示すとおりとする。		
震 P. 203	第８ 市税等の徴収猶予及び減免 理財部（<u>主税班</u>，調査第１班，調査第２班），保健福祉部（援護第１班，保険年金班）	第８ 市税等の徴収猶予及び減免 理財部（<u>税制班</u>，調査第１班，調査第２班），保健福祉部（援護第１班，保険年金班）	税制課	

頁	現行（令和４年３月修正）（旧）	素 案（新）	関係課	備考
風水害・放射線等対策編 第１章 災害予防計画				
風 P. 1	第１節 都市・インフラの防災対策の推進 <u>本節第１及び第３から第６については、「震災対策編 第１章 災害予防計画 第１節 都市・インフラの防災対策の推進を準用する。</u> 第２ 面的整備事業等による安全な市街地の整備 <u>都市整備部（都市計画課，市街地整備課，東部区画整理事業課，西部・北部区画整理事業課）</u> <u>「宇都宮市国土強靱化地域計画」や「宇都宮市立地適正化計画」などの関連計画に基づき，木造家屋が密集している既成市街地や，道路等の公共施設が未整備のまま市街地化が見込まれる地域において，市街地再開発事業，土地区画整理事業等の面的整備事業を推進し，建築物の耐震不燃化や道路，公園，下水道などの総合的整備を面的に展開し，都市の防災化を図る。</u> １ 市街地再開発事業の推進 <u>建物の密集や老朽化等の進んだ既成市街地において，都市再開発事業により，土地の高度利用化や公共施設の整備拡充を図り，都市機能の更新・強化を進めている。</u> <u>今後とも，事業を推進し，安全で住み良い市街地の形成に努める。</u> <u>〔資料震予１－３ 市街地再開発事業一覧〕</u> ２ 土地区画整理事業の推進 <u>公共団体及び組合施行による土地区画整理事業により，道路，公園，下水道等の公共施設が一体的に整備された良好な市街地の整備拡大を進めている。</u> <u>今後とも，事業を推進し，また，都市基盤の未整備の地区について，事業化を計画的に進めていく。</u> <u>〔資料震予１－４ 土地区画整理事業一覧〕</u> ３ ＮＣＣ形成に向けた都市拠点や地域拠点等における防災・減災対策の推進 <u>ＮＣＣの各拠点等における防災性や安全性の向上により，居住や都市機能の誘導を促進するため，「宇都宮市立地適正化計画（防災指針）」に基づき，各種の災害リスク（水災害，土砂災害，大地震（大規模盛土造成地））を踏まえた防災・減災対策に取り組んでいる。</u> <u>今後とも，ＮＣＣの拠点形成と防災対策を両立し，災害に強く安全・安心なまちづくりに取り組んでいく。</u> <u>〔資料風予１－１ 都市拠点及び地域拠点の配置〕</u>	第１節 都市・インフラの防災対策の推進 <u>本節については，「震災対策編 第１章 災害予防計画 第１節 都市・インフラの防災対策の推進」を準用する。</u> <u>（以下削除）</u>	都市計画課 市街地整備課 東部区画整理事業課 西部・北部区画整理事業課	

頁	現行（令和４年３月修正）（旧）	素 案（新）	関係課	備考
風 P. 2	第２節 総合的な治水・雨水対策の実施 （略） 第２ 総合治水・雨水対策の推進 建設部（河川課），都市整備部（都市計画課），経済部（農業企画課） 上下水道局（下水道管理課，下水道建設課，工事受付センター） １ 流す取組 （２） 下水道の整備 市街地における浸水被害の軽減を図るため，公共下水道雨水幹線等の整備を推進し，河川等との機能分担により，優先的に整備する重点排水区について，雨水を安全かつ速やかに河川へ排除するよう努める。 （新設） （３） 水門の適正な維持管理 大雨時の内水氾濫による浸水被害の軽減を図るため，河川の水位や流向を判断のうえ，水門の適切な開閉操作を行うとともに，水門閉鎖時の対応について検討する。 （略） ３ 備える取組 「風水害・放射線等対策編 第１章 災害予防計画 第３節 防災知識の普及 第２市民に対する防災知識の普及」を準用する。 （新設）	第２節 総合的な治水・雨水対策の実施 （略） 第２ 総合治水・雨水対策の推進 建設部（河川課），都市整備部（都市計画課），経済部（農業企画課） 上下水道局（下水道管理課，下水道建設課，工事受付センター） <u>行政経営部（危機管理課）</u> １ 流す取組 （２） 下水道の整備 市街地における浸水被害の軽減を図るため，公共下水道雨水幹線等の整備を推進し，河川等との機能分担により，優先的に整備する重点排水区について，雨水を安全かつ速やかに河川へ排除するよう努める。 <u>（３） アンダーパス部等の冠水対策</u> <u>アンダーパス部等の道路冠水を防止するため，排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</u> <u>（４） 水門の適正な維持管理</u> 大雨時の内水氾濫による浸水被害の軽減を図るため，河川の水位や流向を判断のうえ，水門の適切な開閉操作を行うとともに，水門閉鎖時の対応について検討する。 （略） ３ 備える取組 <u>（１） 防災知識の普及</u> 「風水害・放射線等対策編 第１章 災害予防計画 第３節 防災知識の普及 第２市民に対する防災知識の普及」を準用する。 <u>（２） 地区防災訓練への支援</u> <u>いざという時に「自助」及び「共助」しあえるように，地域における日頃からのつながり作りと定期的な訓練を支援する。</u> <u>（３） 災害リスクの事前周知</u> <u>円滑な避難行動に有用なハザードマップの作成・公表を推進し，積極的な利活用を図る。</u> <u>（４） 河川監視の強化</u> <u>頻繁に溢水が発生する箇所に河川監視カメラ及び水位計を設置し，オンラインで河川状況を把握する。</u> <u>（５） 水害ハザードエリアにおける開発抑制</u> <u>市街化調整区域においては，水害リスクがより高い地域における住宅や店舗等の開発を抑制する。</u> <u>また，市街化区域においては，水害ハザードエリアの開発行為に際して教示を行い，浸水対策や避難上の対策等を促す。</u>	危機管理課 農業企画課 河川課 都市計画課 工事受付センター 下水道管理課 下水道建設課 道路保全課	R6 国計画
風 P. 5	第３節 防災知識の普及 第２ 市民に対する防災知識の普及 住民一人一人が，常に防災に関心を持ち，それぞれが災害を自らの問題として受け止	第３節 防災知識の普及 第２ 市民に対する防災知識の普及 住民一人一人が，常に防災に関心を持ち，それぞれが災害を自らの問題として受け止め，	危機管理課 （関係各課）	

頁	現行（令和４年３月修正）（旧）	素 案（新）	関係課	備考
	め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、次により防災知識の普及啓発を推進する。 特に、平時からの備蓄や避難情報の意味、災害時に取るべき行動等については、<u>「宇都宮市わが家の防災マニュアル」の作成・配布</u>などにより、継続的に周知する。 １ 広報等による普及啓発活動 （１） 広報の方法 ア 広報うつのみや、市ホームページ等の利用 イ ポスター等の利用 ウ <u>防災マニュアル、ハザードマップ（洪水・土砂災害・ため池・内水）等の配布</u> エ <u>広報車の活用</u> オ 報道機関の活用 カ その他講習会、展示会、防災訓練等の利用 （２） 広報の内容 ア 本市の防災対策 イ <u>地震</u>に対する知識と過去の災害事例 ウ <u>緊急地震速報の受信時</u>の行動 エ 災害に対する日常の心得 ・非常用備蓄 ・生活再建に向けた保険加入等の自助対策 オ 災害発生時の心得 ・避難情報の意味 ・避難行動 ※ 避難指示等が発令された場合、洪水浸水想定区域等の危険な場所にいる方は、指定緊急避難場所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行う。 ・避難時や避難所生活における助け合い カ <u>警戒レベルに応じてとるべき行動等の周知</u> ・ <u>警戒レベル３や４が発令により、市民は危険な場所から避難</u> ・ <u>警戒レベルが発令に当たっては、「警戒レベル相当情報」（河川の水位や雨の情報）のほか、地域の土地利用や被災履歴なども踏まえ、発令を決定する。</u> キ 風水害時に開設する避難所等 ・ 洪水や土砂災害など風水害のおそれがあるときに優先的に開設することとして選定している避難所 ・ 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの危険な場所にあり、風水害のおそれがあるときに開設できない避難所 [資料風予３－１ 風水害時に優先的に開設する避難所一覧]	防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、次により防災知識の普及啓発を推進する。 特に、平時からの備蓄や避難情報の意味、災害時に取るべき行動等については、<u>「宇都宮市防災ハザードマップ」の活用促進に向け</u>、継続的に周知する。 １ 広報等による普及啓発活動 （１） 広報の方法 ア 広報うつのみやの利用 イ ポスター等の利用 ウ <u>宇都宮市防災ハザードマップ等の配布</u> エ <u>ウェブサイトへの掲載その他情報通信の技術を利用する方法による情報発信</u> オ 報道機関の活用 カ その他講習会、展示会、防災訓練等の利用 （２） 広報の内容 ア 本市の防災対策 イ <u>風水害</u>に対する知識と過去の災害事例 ウ <u>避難情報発令時</u>の行動 エ 災害に対する日常の心得 ・非常用備蓄 ・生活再建に向けた保険加入等の自助対策 オ 災害発生時の心得 ・避難情報の意味 ・避難行動 ※ 避難指示等が発令された場合、洪水浸水想定区域等の危険な場所にいる方は、指定緊急避難場所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行う。 ・避難時や避難所生活における助け合い <u>（削除）</u> <u>カ</u> 風水害時に開設する避難所等 ・ 洪水や土砂災害など風水害のおそれがあるときに優先的に開設することとして選定している避難所 ・ 洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの危険な場所にあり、風水害のおそれがあるときに開設できない避難所 [資料風予３－１ 風水害時に優先的に開設する避難所一覧]		

頁	現行（令和４年３月修正）（旧）	素 案（新）	関係課	備考																																																																								
風 P. 16 ～17	第１１節 土砂災害予防対策の促進 第１ 土砂災害対策 １ 土砂災害防止法に基づく対策 土砂災害とは「急傾斜地の崩壊」「土石流」「地すべり」の総称であり，市は県と連携し，「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）」（土砂災害防止法）に基づき，以下の対策を実施する。 (1) 土砂災害警戒区域の指定等 土砂災害警戒区域箇所数 (令和3年2月9日現在) <table><tr><td></td><td colspan="2">土砂災害警戒区域</td></tr><tr><td></td><td></td><td>(うち) 特別警戒区域</td></tr><tr><td>急傾斜地</td><td>267</td><td>261</td></tr><tr><td>レベルⅠ ※¹</td><td>84</td><td>82</td></tr><tr><td>レベルⅡ ※²</td><td>138</td><td>134</td></tr><tr><td>レベルⅢ ※³</td><td>45</td><td>45</td></tr><tr><td>土石流</td><td>148</td><td>116</td></tr><tr><td>レベルⅠ ※¹</td><td>23</td><td>19</td></tr><tr><td>レベルⅡ ※²</td><td>56</td><td>36</td></tr><tr><td>レベルⅢ ※³</td><td>69</td><td>61</td></tr><tr><td>地すべり</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>合 計</td><td>415</td><td>377</td></tr></table>		土砂災害警戒区域				(うち) 特別警戒区域	急傾斜地	267	261	レベルⅠ ※ ¹	84	82	レベルⅡ ※ ²	138	134	レベルⅢ ※ ³	45	45	土石流	148	116	レベルⅠ ※ ¹	23	19	レベルⅡ ※ ²	56	36	レベルⅢ ※ ³	69	61	地すべり	0	0	合 計	415	377	第１１節 土砂災害予防対策の促進 第１ 土砂災害対策 １ 土砂災害防止法に基づく対策 土砂災害とは「急傾斜地の崩壊 <u>(がけ崩れ)</u>」「土石流」「地すべり」の総称であり，市は県と連携し，「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）」（土砂災害防止法）に基づき，以下の対策を実施する。 (1) 土砂災害警戒区域の指定等 土砂災害警戒区域箇所数 (令和6年5月21日現在) <table><tr><td></td><td colspan="2">土砂災害警戒区域</td></tr><tr><td></td><td></td><td>(うち) 特別警戒区域</td></tr><tr><td>急傾斜地</td><td>274</td><td>268</td></tr><tr><td>レベルⅠ ※¹</td><td>87</td><td>85</td></tr><tr><td>レベルⅡ ※²</td><td>142</td><td>138</td></tr><tr><td>レベルⅢ ※³</td><td>45</td><td>45</td></tr><tr><td>土石流</td><td>148</td><td>111</td></tr><tr><td>レベルⅠ ※¹</td><td>22</td><td>14</td></tr><tr><td>レベルⅡ ※²</td><td>57</td><td>36</td></tr><tr><td>レベルⅢ ※³</td><td>69</td><td>61</td></tr><tr><td>地すべり</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>合 計</td><td>422</td><td>379</td></tr></table>		土砂災害警戒区域				(うち) 特別警戒区域	急傾斜地	274	268	レベルⅠ ※ ¹	87	85	レベルⅡ ※ ²	142	138	レベルⅢ ※ ³	45	45	土石流	148	111	レベルⅠ ※ ¹	22	14	レベルⅡ ※ ²	57	36	レベルⅢ ※ ³	69	61	地すべり	0	0	合 計	422	379	河川課	
	土砂災害警戒区域																																																																											
		(うち) 特別警戒区域																																																																										
急傾斜地	267	261																																																																										
レベルⅠ ※ ¹	84	82																																																																										
レベルⅡ ※ ²	138	134																																																																										
レベルⅢ ※ ³	45	45																																																																										
土石流	148	116																																																																										
レベルⅠ ※ ¹	23	19																																																																										
レベルⅡ ※ ²	56	36																																																																										
レベルⅢ ※ ³	69	61																																																																										
地すべり	0	0																																																																										
合 計	415	377																																																																										
	土砂災害警戒区域																																																																											
		(うち) 特別警戒区域																																																																										
急傾斜地	274	268																																																																										
レベルⅠ ※ ¹	87	85																																																																										
レベルⅡ ※ ²	142	138																																																																										
レベルⅢ ※ ³	45	45																																																																										
土石流	148	111																																																																										
レベルⅠ ※ ¹	22	14																																																																										
レベルⅡ ※ ²	57	36																																																																										
レベルⅢ ※ ³	69	61																																																																										
地すべり	0	0																																																																										
合 計	422	379																																																																										
風 P. 25	第１６節 要配慮者支援体制の整備 第１ 地域における要配慮者安全対策 保健福祉部（保健福祉総務課，高齢福祉課，障がい福祉課）， 子ども部，市民まちづくり部（<u>国際交流プラザ</u>）	第１６節 要配慮者支援体制の整備 第１ 地域における要配慮者安全対策 保健福祉部（保健福祉総務課，高齢福祉課，障がい福祉課）， 子ども部，市民まちづくり部（<u>多文化共生推進課</u>）	多文化共生推進課																																																																									
風 P. 29	第１９節 建築物等の災害予防対策の実施 第１ 建築物の災害予防 建設部（建築保全課，建築課），都市整備部（建築指導課，都市計画課，<u>住宅課</u>）， 消防局 第３ 文化財等の保護 <u>教育委員会（文化課）</u> 本項については，「震災対策編 第１章 災害予防計画 第１７節 建築物等の災害予防対策の実施 第３ 文化財等の保護」を準用する。	第１９節 建築物等の災害予防対策の実施 第１ 建築物の災害予防 建設部（建築保全課，建築課），都市整備部（建築指導課，都市計画課，<u>住宅政策課</u>）， 消防局 第３ 文化財等の保護 <u>魅力創造部（文化都市推進課）</u> 本項については，「震災対策編 第１章 災害予防計画 第１７節 建築物等の災害予防対策の実施 第３ 文化財等の保護」を準用する。	文化都市推進課	機構改革に伴う修正																																																																								

頁	現行（令和４年３月修正）（旧）	素 案（新）	関係課	備考														
風水害・放射線等対策編 第２章 災害応急対策計画																		
風 P. 40 ～P. 42	第３節 災害情報の収集・伝達 第３ 予警報等の伝達 ３ 予警報の種類と内容 (1) 注意報・警報・気象情報 ア 注意報	第３節 災害情報の収集・伝達 第３ 予警報等の伝達 ３ 予警報の種類と内容 (1) 注意報・警報・気象情報 ア 注意報	危機管理課															
	<table><tr><td>洪水注意報</td><td>河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的な基準は、次のいずれかが予想される場合 ①流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=14.2, 釜川流域=7, 山下川流域=5.1, 越戸川流域=3, 江川流域=8.4, 武名瀬川流域=3.6, 御用川流域=7.4, 山田川流域=10.9, 新川流域=4.8, 鶴田川流域=8, 赤川流域=8, 松葉川流域=4.7, 流川流域=5.2, 武子川流域=11.6 ②表面雨量指数（※１）と流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 田川流域=表面雨量指数:9, 流域雨量指数:21.2 姿川流域=表面雨量指数:5, 流域雨量指数:10.9 新川流域=表面雨量指数:5, 流域雨量指数:4.8</td><td><table><tr><td>洪水注意報</td><td>河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的な基準は、次のいずれかが予想される場合 ①流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=15.1, 釜川流域=7.2, 山下川流域=5.2, 越戸川流域=3, 江川流域=8.7, 武名瀬川流域=3.5, 御用川流域=8.4, 山田川流域=12.3, 新川流域=4.8, 鶴田川流域=8.1, 赤川流域=8.4, 松葉川流域=4.8, 流川流域=5.6, 武子川流域=13 ②表面雨量指数（※１）と流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 田川流域=表面雨量指数:8, 流域雨量指数:21.5 姿川流域=表面雨量指数:5, 流域雨量指数:11.6 新川流域=表面雨量指数:5, 流域雨量指数:4.8</td></tr></table></td></tr><tr><td>イ 警報</td><td>イ 警報</td></tr><tr><td><table><tr><td>洪水警報</td><td>河川の上流域での大雨や融雪によって下流に生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的な基準は、次のいずれかが予想される場合 ①流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=17.8, 釜川流域=8.8, 山下川流域=6.4, 越戸川流域=4.7, 江川流域=10.6, 武名瀬川流域=4.5, 御用川流域=9.3, 山田川流域=13.7, 新川流域=6.1, 鶴田川流域=10, 赤川流域=10, 松葉川流域=5.9, 流川流域=6.5, 武子川流域=14.6 ②表面雨量指数（※１）と流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=表面雨量指数:8, 流域雨量指数:12.1</td></tr></table></td><td><table><tr><td>洪水警報</td><td>河川の上流域での大雨や融雪によって下流に生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的な基準は、次のいずれかが予想される場合 ①流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=18.9, 釜川流域=9.1, 山下川流域=6.6, 越戸川流域=4.6, 江川流域=10.9, 武名瀬川流域=4.4, 御用川流域=10.5, 山田川流域=15.4, 新川流域=6.1, 鶴田川流域=10.2, 赤川流域=10.5, 松葉川流域=6.1, 流川流域=7, 武子川流域=16.3 ②表面雨量指数（※１）と流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=表面雨量指数:8, 流域雨量指数:12.9</td></tr></table></td></tr><tr><td>エ 気象情報 また、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析した際には、大雨警報を発表している中で現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害，中小河川の洪水害の発生に繋がるような稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために，記録的短時間大雨情報が発表される。具体的には、市内で１時間雨量１１０mmを越える雨量が観測・解析された際に発表される。</td><td>エ 気象情報 また、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析した際には、大雨警報を発表している中で現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害，中小河川の洪水害の発生に繋がるような稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために，記録的短時間大雨情報が発表される。具体的には、市内で１時間雨量１１０mmを越える雨量が観測・解析され、<u>かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表される。</u></td></tr></table>	洪水注意報			河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的な基準は、次のいずれかが予想される場合 ①流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=14.2, 釜川流域=7, 山下川流域=5.1, 越戸川流域=3, 江川流域=8.4, 武名瀬川流域=3.6, 御用川流域=7.4, 山田川流域=10.9, 新川流域=4.8, 鶴田川流域=8, 赤川流域=8, 松葉川流域=4.7, 流川流域=5.2, 武子川流域=11.6 ②表面雨量指数（※１）と流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 田川流域=表面雨量指数:9, 流域雨量指数:21.2 姿川流域=表面雨量指数:5, 流域雨量指数:10.9 新川流域=表面雨量指数:5, 流域雨量指数:4.8	<table><tr><td>洪水注意報</td><td>河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的な基準は、次のいずれかが予想される場合 ①流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=15.1, 釜川流域=7.2, 山下川流域=5.2, 越戸川流域=3, 江川流域=8.7, 武名瀬川流域=3.5, 御用川流域=8.4, 山田川流域=12.3, 新川流域=4.8, 鶴田川流域=8.1, 赤川流域=8.4, 松葉川流域=4.8, 流川流域=5.6, 武子川流域=13 ②表面雨量指数（※１）と流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 田川流域=表面雨量指数:8, 流域雨量指数:21.5 姿川流域=表面雨量指数:5, 流域雨量指数:11.6 新川流域=表面雨量指数:5, 流域雨量指数:4.8</td></tr></table>	洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的な基準は、次のいずれかが予想される場合 ①流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=15.1, 釜川流域=7.2, 山下川流域=5.2, 越戸川流域=3, 江川流域=8.7, 武名瀬川流域=3.5, 御用川流域=8.4, 山田川流域=12.3, 新川流域=4.8, 鶴田川流域=8.1, 赤川流域=8.4, 松葉川流域=4.8, 流川流域=5.6, 武子川流域=13 ②表面雨量指数（※１）と流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 田川流域=表面雨量指数:8, 流域雨量指数:21.5 姿川流域=表面雨量指数:5, 流域雨量指数:11.6 新川流域=表面雨量指数:5, 流域雨量指数:4.8	イ 警報	イ 警報	<table><tr><td>洪水警報</td><td>河川の上流域での大雨や融雪によって下流に生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的な基準は、次のいずれかが予想される場合 ①流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=17.8, 釜川流域=8.8, 山下川流域=6.4, 越戸川流域=4.7, 江川流域=10.6, 武名瀬川流域=4.5, 御用川流域=9.3, 山田川流域=13.7, 新川流域=6.1, 鶴田川流域=10, 赤川流域=10, 松葉川流域=5.9, 流川流域=6.5, 武子川流域=14.6 ②表面雨量指数（※１）と流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=表面雨量指数:8, 流域雨量指数:12.1</td></tr></table>	洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流に生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的な基準は、次のいずれかが予想される場合 ①流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=17.8, 釜川流域=8.8, 山下川流域=6.4, 越戸川流域=4.7, 江川流域=10.6, 武名瀬川流域=4.5, 御用川流域=9.3, 山田川流域=13.7, 新川流域=6.1, 鶴田川流域=10, 赤川流域=10, 松葉川流域=5.9, 流川流域=6.5, 武子川流域=14.6 ②表面雨量指数（※１）と流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=表面雨量指数:8, 流域雨量指数:12.1	<table><tr><td>洪水警報</td><td>河川の上流域での大雨や融雪によって下流に生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的な基準は、次のいずれかが予想される場合 ①流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=18.9, 釜川流域=9.1, 山下川流域=6.6, 越戸川流域=4.6, 江川流域=10.9, 武名瀬川流域=4.4, 御用川流域=10.5, 山田川流域=15.4, 新川流域=6.1, 鶴田川流域=10.2, 赤川流域=10.5, 松葉川流域=6.1, 流川流域=7, 武子川流域=16.3 ②表面雨量指数（※１）と流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=表面雨量指数:8, 流域雨量指数:12.9</td></tr></table>	洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流に生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的な基準は、次のいずれかが予想される場合 ①流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=18.9, 釜川流域=9.1, 山下川流域=6.6, 越戸川流域=4.6, 江川流域=10.9, 武名瀬川流域=4.4, 御用川流域=10.5, 山田川流域=15.4, 新川流域=6.1, 鶴田川流域=10.2, 赤川流域=10.5, 松葉川流域=6.1, 流川流域=7, 武子川流域=16.3 ②表面雨量指数（※１）と流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=表面雨量指数:8, 流域雨量指数:12.9	エ 気象情報 また、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析した際には、大雨警報を発表している中で現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害，中小河川の洪水害の発生に繋がるような稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために，記録的短時間大雨情報が発表される。具体的には、市内で１時間雨量１１０mmを越える雨量が観測・解析された際に発表される。	エ 気象情報 また、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析した際には、大雨警報を発表している中で現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害，中小河川の洪水害の発生に繋がるような稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために，記録的短時間大雨情報が発表される。具体的には、市内で１時間雨量１１０mmを越える雨量が観測・解析され、 <u>かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表される。</u>
	洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的な基準は、次のいずれかが予想される場合 ①流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=14.2, 釜川流域=7, 山下川流域=5.1, 越戸川流域=3, 江川流域=8.4, 武名瀬川流域=3.6, 御用川流域=7.4, 山田川流域=10.9, 新川流域=4.8, 鶴田川流域=8, 赤川流域=8, 松葉川流域=4.7, 流川流域=5.2, 武子川流域=11.6 ②表面雨量指数（※１）と流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 田川流域=表面雨量指数:9, 流域雨量指数:21.2 姿川流域=表面雨量指数:5, 流域雨量指数:10.9 新川流域=表面雨量指数:5, 流域雨量指数:4.8			<table><tr><td>洪水注意報</td><td>河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的な基準は、次のいずれかが予想される場合 ①流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=15.1, 釜川流域=7.2, 山下川流域=5.2, 越戸川流域=3, 江川流域=8.7, 武名瀬川流域=3.5, 御用川流域=8.4, 山田川流域=12.3, 新川流域=4.8, 鶴田川流域=8.1, 赤川流域=8.4, 松葉川流域=4.8, 流川流域=5.6, 武子川流域=13 ②表面雨量指数（※１）と流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 田川流域=表面雨量指数:8, 流域雨量指数:21.5 姿川流域=表面雨量指数:5, 流域雨量指数:11.6 新川流域=表面雨量指数:5, 流域雨量指数:4.8</td></tr></table>	洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的な基準は、次のいずれかが予想される場合 ①流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=15.1, 釜川流域=7.2, 山下川流域=5.2, 越戸川流域=3, 江川流域=8.7, 武名瀬川流域=3.5, 御用川流域=8.4, 山田川流域=12.3, 新川流域=4.8, 鶴田川流域=8.1, 赤川流域=8.4, 松葉川流域=4.8, 流川流域=5.6, 武子川流域=13 ②表面雨量指数（※１）と流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 田川流域=表面雨量指数:8, 流域雨量指数:21.5 姿川流域=表面雨量指数:5, 流域雨量指数:11.6 新川流域=表面雨量指数:5, 流域雨量指数:4.8											
洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的な基準は、次のいずれかが予想される場合 ①流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=15.1, 釜川流域=7.2, 山下川流域=5.2, 越戸川流域=3, 江川流域=8.7, 武名瀬川流域=3.5, 御用川流域=8.4, 山田川流域=12.3, 新川流域=4.8, 鶴田川流域=8.1, 赤川流域=8.4, 松葉川流域=4.8, 流川流域=5.6, 武子川流域=13 ②表面雨量指数（※１）と流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 田川流域=表面雨量指数:8, 流域雨量指数:21.5 姿川流域=表面雨量指数:5, 流域雨量指数:11.6 新川流域=表面雨量指数:5, 流域雨量指数:4.8																	
イ 警報	イ 警報																	
<table><tr><td>洪水警報</td><td>河川の上流域での大雨や融雪によって下流に生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的な基準は、次のいずれかが予想される場合 ①流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=17.8, 釜川流域=8.8, 山下川流域=6.4, 越戸川流域=4.7, 江川流域=10.6, 武名瀬川流域=4.5, 御用川流域=9.3, 山田川流域=13.7, 新川流域=6.1, 鶴田川流域=10, 赤川流域=10, 松葉川流域=5.9, 流川流域=6.5, 武子川流域=14.6 ②表面雨量指数（※１）と流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=表面雨量指数:8, 流域雨量指数:12.1</td></tr></table>	洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流に生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的な基準は、次のいずれかが予想される場合 ①流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=17.8, 釜川流域=8.8, 山下川流域=6.4, 越戸川流域=4.7, 江川流域=10.6, 武名瀬川流域=4.5, 御用川流域=9.3, 山田川流域=13.7, 新川流域=6.1, 鶴田川流域=10, 赤川流域=10, 松葉川流域=5.9, 流川流域=6.5, 武子川流域=14.6 ②表面雨量指数（※１）と流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=表面雨量指数:8, 流域雨量指数:12.1	<table><tr><td>洪水警報</td><td>河川の上流域での大雨や融雪によって下流に生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的な基準は、次のいずれかが予想される場合 ①流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=18.9, 釜川流域=9.1, 山下川流域=6.6, 越戸川流域=4.6, 江川流域=10.9, 武名瀬川流域=4.4, 御用川流域=10.5, 山田川流域=15.4, 新川流域=6.1, 鶴田川流域=10.2, 赤川流域=10.5, 松葉川流域=6.1, 流川流域=7, 武子川流域=16.3 ②表面雨量指数（※１）と流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=表面雨量指数:8, 流域雨量指数:12.9</td></tr></table>	洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流に生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的な基準は、次のいずれかが予想される場合 ①流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=18.9, 釜川流域=9.1, 山下川流域=6.6, 越戸川流域=4.6, 江川流域=10.9, 武名瀬川流域=4.4, 御用川流域=10.5, 山田川流域=15.4, 新川流域=6.1, 鶴田川流域=10.2, 赤川流域=10.5, 松葉川流域=6.1, 流川流域=7, 武子川流域=16.3 ②表面雨量指数（※１）と流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=表面雨量指数:8, 流域雨量指数:12.9													
洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流に生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的な基準は、次のいずれかが予想される場合 ①流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=17.8, 釜川流域=8.8, 山下川流域=6.4, 越戸川流域=4.7, 江川流域=10.6, 武名瀬川流域=4.5, 御用川流域=9.3, 山田川流域=13.7, 新川流域=6.1, 鶴田川流域=10, 赤川流域=10, 松葉川流域=5.9, 流川流域=6.5, 武子川流域=14.6 ②表面雨量指数（※１）と流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=表面雨量指数:8, 流域雨量指数:12.1																	
洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流に生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的な基準は、次のいずれかが予想される場合 ①流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=18.9, 釜川流域=9.1, 山下川流域=6.6, 越戸川流域=4.6, 江川流域=10.9, 武名瀬川流域=4.4, 御用川流域=10.5, 山田川流域=15.4, 新川流域=6.1, 鶴田川流域=10.2, 赤川流域=10.5, 松葉川流域=6.1, 流川流域=7, 武子川流域=16.3 ②表面雨量指数（※１）と流域雨量指数（※３）が基準値以上となる場合 姿川流域=表面雨量指数:8, 流域雨量指数:12.9																	
エ 気象情報 また、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析した際には、大雨警報を発表している中で現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害，中小河川の洪水害の発生に繋がるような稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために，記録的短時間大雨情報が発表される。具体的には、市内で１時間雨量１１０mmを越える雨量が観測・解析された際に発表される。	エ 気象情報 また、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析した際には、大雨警報を発表している中で現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害，中小河川の洪水害の発生に繋がるような稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために，記録的短時間大雨情報が発表される。具体的には、市内で１時間雨量１１０mmを越える雨量が観測・解析され、 <u>かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表される。</u>																	

頁	現行（令和４年３月修正）（旧）								素 案（新）								関係課	備考		
風 P. 43	(3) 指定河川洪水予報 ア 国土交通大臣が指定した河川								(3) 指定河川洪水予報 ア 国土交通大臣が指定した河川								警防課 危機管理課			
	河川名	実 施 区 域		基準水位 観 測 所	水 防 団 待機水位	氾 濫 注意水位	避難判断 水 位	氾 濫 危険水位	担当官署	河川名	実 施 区 域		基準水位 観 測 所	水 防 団 待機水位	氾 濫 注意水位	避難判断 水 位			氾 濫 危険水位	担当官署
	鬼怒川	左岸	塩谷郡塩谷町大字風見1201番16地先から利根川合流点まで	佐貫（下）	1.50m	2.30m	<u>2.60m</u>	<u>3.30m</u>	関東地方整備局 下館河川事務所 宇都宮気象台 水戸気象台	鬼怒川	左岸	塩谷郡塩谷町大字風見1201番16地先から利根川合流点まで	佐貫（下）	1.50m	2.30m	<u>3.10m</u>			<u>3.70m</u>	関東地方整備局 下館河川事務所 宇都宮気象台 水戸気象台
右岸		宇都宮市宮山田町字カハテ1302番地先から利根川合流点まで	石井（右）	1.00m	1.50m	2.60m	3.30m	右岸			宇都宮市宮山田町字カハテ1302番地先から利根川合流点まで	石井（右）	1.00m	1.50m	2.60m	3.30m				
風 P. 45 ～P. 47	第４節 応急避難対策の実施 第１ 避難指示等の発令 （略） ２ 避難指示等の発令 避難指示等は，「宇都宮市避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき，直近の気象情報や河川巡視等からの報告を含め，総合的に判断し，河川の流域や土砂災害警戒区域がある地区ごと等に発令する。 第５ 避難所の管理運営 保健福祉部（生活班，保険年金班），市民まちづくり部（各地区市民センター，みんなでまちづくり班，男女共同参画班， <u>国際交流プラザ班</u> ），子ども部（ <u>子ども未来班</u> ），教育部ほか関係各部（関係各班） 第６ 避難所以外への避難者に対する支援 保健福祉部（生活班，保険年金班），市民まちづくり部（各地区市民センター，みんなでまちづくり班，男女共同参画班， <u>国際交流プラザ班</u> ），子ども部（ <u>子ども未来班</u> ），教育部，総合政策部（広報広聴班） 第８ 県外からの避難者対策 保健福祉部（生活班，保険年金班），市民まちづくり部（各地区市民センター，みんなでまちづくり班，男女共同参画班， <u>国際交流プラザ班</u> ），子ども部（ <u>子ども未来班</u> ），教育部 第１０ 避難所の閉鎖 保健福祉部（生活班，保険年金班），市民まちづくり部（各地区市民センター，みんなでまちづくり班，男女共同参画班， <u>国際交流プラザ班</u> ），子ども部（ <u>子ども未来班</u> ），教育部								第４節 応急避難対策の実施 第１ 避難指示等の発令 （略） ２ 避難指示等の発令 避難指示等は，「宇都宮市避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき，直近の気象情報や河川巡視等からの報告， <u>気象防災アドバイザー等専門家の技術的な助言等を踏まえ</u> ，総合的に判断し，河川の流域や土砂災害警戒区域がある地区ごと等に発令する。 第５ 避難所の管理運営 保健福祉部（生活班，保険年金班），市民まちづくり部（各地区市民センター，みんなでまちづくり班，男女共同参画班， <u>多文化共生推進班</u> ），子ども部（ <u>子ども政策班</u> ），教育部ほか関係各部（関係各班） 第６ 避難所以外への避難者に対する支援 保健福祉部（生活班，保険年金班），市民まちづくり部（各地区市民センター，みんなでまちづくり班，男女共同参画班， <u>多文化共生推進班</u> ），子ども部（ <u>子ども政策班</u> ），教育部，総合政策部（広報広聴班） 第８ 県外からの避難者対策 保健福祉部（生活班，保険年金班），市民まちづくり部（各地区市民センター，みんなでまちづくり班，男女共同参画班， <u>多文化共生推進班</u> ），子ども部（ <u>子ども政策班</u> ），教育部 第１０ 避難所の閉鎖 保健福祉部（生活班，保険年金班），市民まちづくり部（各地区市民センター，みんなでまちづくり班，男女共同参画班， <u>多文化共生推進班</u> ），子ども部（ <u>子ども政策班</u> ），教育部								危機管理課	R4 国計画		

頁	現行（令和４年３月修正）（旧）	素 案（新）	関係課	備考
風水害・放射線等対策編 第５章 大谷石採取場跡地陥没事故対策計画				
風 P. 82	第１節 大谷石採取場跡地陥没事故対策計画 （略） 第２ 被害状況の把握・連絡 経済部（産業政策班），行政経営部（危機管理班）	第１節 大谷石採取場跡地陥没事故対策計画 （略） 第２ 被害状況の把握・連絡 魅力創造部，行政経営部（危機管理班）	産業政策課	
風水害・放射線等対策編 第７章 突風・竜巻等対策計画				
風 P. 86	第１節 突風・竜巻等対策計画 第１ 市民への普及啓発 １ 竜巻の特性 ※ 竜巻注意情報 雷注意報が発表されている状況下において，竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に，宇都宮地方気象台が栃木県（北部・南部）を対象に発表する（有効期間を発表から１時間としており，注意すべき状況が続く場合には再度発表される）。	第１節 突風・竜巻等対策計画 第１ 市民への普及啓発 １ 竜巻の特性 ※ 竜巻注意情報 雷注意報が発表されている状況下において，竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に，気象庁が栃木県（北部・南部）を対象に発表する（有効期間を発表から１時間としており，注意すべき状況が続く場合には再度発表される）。		